

しろあり

SHIROARI

THE TERMITE CONTROL CORPORATION OF JAPAN



DECEMBER 1976

社団法人 日本しろあり対策協会

No. 27

第3回しろあり対策海外事情視察団募集案内

1. 期 間 昭和52年2月28日(月)～3月5日(土)・6日間

2. 訪問都市 シンガポール, バンコク, 香港

3. 視察日程

日次	月日曜	発着時間	発着地/滞在地	交通機関	摘 要
1	昭和52年 2月28日(月)	09:30 18:40	東 京 発 シンガポール着	S Q 637	B-747ジャンボジェット 着後 休養 <u>シンガポール宿泊</u>
2	3月1日(火)		シンガポール } ジョホール州 } シンガポール	特別バス	午前 市内視察 ラッフルズ広場, 熱帯植物園, マレーシア領, ジョホール・パール等 午後 業務視察 環境庁害虫防除調査部訪問懇談 しろあり実態調査 <u>シンガポール宿泊</u>
3	3月2日(水)	13:00 14:35	シンガポール発 バンコク着	S Q 642	着後 自由視察 <u>バンコク宿泊</u>
4	3月3日(木)		バ ン コ ク	特別バス	午前 市内視察 水上マーケット, 暁の寺黄金仏寺等 午後 業務視察 農林省農業技術部又はアングロータイ会社ペ スト・コントロール部訪問懇談 しろあり実態調査 <u>バンコク宿泊</u>
5	3月4日(金)	10:35 15:25	バ ン コ ク 発 香 港 着	S Q 632	着後 自由視察 <u>香 港 宿 泊</u>
6	3月5日(土)	14:15 20:30	香 港 発 東 京 着	特別バス S Q 638	午前 市内視察 タイガーバーム庭園, レバルス。ベイ, ピク トリア・ピーク, 難民アパート等 B-747ジャンボジェット 着後 通関解散

(注) S Q: シンガポール航空

4. 募集要項

1. 視察総経費 ￥198,000

上記総経費には、航空運賃、視察、バス料金、宿泊、食事料金等団体行動中の費用を含みますが、渡航手続費用、携行外貨及び旅行中の超過手荷物料金、洗濯代、電話料、酒、果物類その他個人的な費用及びサービス料金等は総経費には含まれません。

なお、この総経費は現行運賃、料金及び15人以上の団体の場合を基準としておりますので、現行運賃、料金、人数等に変更が生じた場合、総経費に差異が生じる場合がございます。

2. 参加申込

(イ) 申込方法

参加申込みの方は、募集案内をお送りしますので、参加申込書に必要事項をご記入の上、昭和52年1月20日までにお申込み下さい。申込締切後、視察に関する詳細な打合会を開きます。

(ロ) 申込み先

〒105 東京都港区芝西久保明舟町19番地
社団法人 日本しろあり対策協会（住宅会館4F）
電話：（03）501—3876, 2994

(ハ) お問い合わせ・旅行のお世話先

〒105 東京都港区芝琴平町35
株式会社 日本交通公社
海外旅行虎の門支店（運輸大臣登録第64号）
旅行業務取扱主任者 松 雪 康
担当：坂 下 栄 一
電話：（03）504—3706

(ニ) ローン取扱い 総経費の10%を頭金に便利なJTBローンもご利用できます。返済回数6回・12回・18回・24回の4種類があります。くわしくは日本交通公社担当者までおたずね下さい。

昭和52年度 しろあり防除施工士受験資格指定講習会

開催要領

- 下記の3会場で講習会を開催いたしますので、希望の方は都合のよい会場を選定し、申込書所定欄に記入の上受講料 ¥10,000を添えて現金書留で御申込下さい。受付次第受講票をお送りいたします。

開催地	開催期間	開催場所
東京	1月31日 2月1日	発明会館ホール 東京都港区芝西久保明舟町17 TEL 03-502-0511
大阪	2月2-3日	大阪市立大学田中記念館 大阪市住吉区杉本町459 TEL 06-692-1231
福岡	2月4-5日	電気ビル地下2階8号会議室 福岡市中央区渡辺通2-1-82 TEL 092-781-0685
申込先	社団法人 日本しろあり対策協会 〒105 東京都港区芝西久保明舟町19 (住宅会館) TEL 03-501-3876	
受講料	¥10,000 (テキスト代を含む) {申込みとともに納入のこと}	
受付期間	各会場とも51年12月15日(水)～52年1月20日(木) (定員=東京300名・他各100名)	

しろあり防除施工士受験資格指定講習会日程

会場	東京会場	大阪会場	福岡会場
第1日	1月31日(月)	2月2日(水)	2月4日(金)
開講の辞	13.00～13.10	13.00～13.10	13.00～13.10
しろありの昆虫学的知識	13.10～15.00	13.10～15.00	13.10～15.00
しろあり防除薬剤	15.00～17.00	15.00～17.00	15.00～17.00
第2日	2月1日(火)	2月3日(木)	2月5日(土)
しろあり防除処理	10.00～12.00	10.00～12.00	10.00～12.00
	12.00～13.00	12.00～13.00	12.00～13.00
しろあり防除処理標準仕様書の知識	13.00～15.00	13.00～15.00	13.00～15.00
建築物	15.00～16.00	15.00～16.00	15.00～16.00
閉講の辞	16.00～16.00	16.00～16.00	16.00～16.00

- しろあり防除施工士資格取得の希望者は……

防除施工士規程が一部改正になって資格検定試験の受験資格は年令18才以上で、協会の指定する講習会を受講する事が受験資格取得の必須の条件となりましたから、防除施工士試験を受けられる方は本講習会を受講して下さい。

- 受講修了証授与……

本講習会終了後閉会式において全受講者に「受講修了証」を授与いたします。防除士資格検定試験受験申込にその写を添付することになります。

- 受講、受験申込について……

受講、受験(別紙試験案内参照)希望者は定員がありますので所定の申込書に各事項ご記入(受験者実務経歴証明書、最終学校卒業証明書添付)の上、なるべく早期に各申込先に現金書留郵便でお申込み下さい(一旦納付した受講料、受験料は原則として返戻しません)。

申込書不足のときはご連絡下されば直ちにお送りいたします。

「しろあり」防除施工士資格検定試験申込案内

この検定試験は、「しろあり」防除施工士規程に基づいて行なわれるものであります。

1. 受験資格

検定試験の受験資格は年齢18才以上で協会の指定する講習会を受講し次の一に該当するものとする。

- (1) 次の大学または学校を卒業したのち、防除施工に関して1年以上の実務経験を有する者。
 - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学
 - ② 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学
 - ③ 旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校
- (2) 次の学校を卒業したのち防除施工に関して2年以上の実務経験を有する者。
 - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校
 - ② 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校卒業程度を入学資格とする修業年限3年以上の教育を行なう各種学校
- (3) 防除施工に関して3年以上の実務経験を有する者。

2. 申込手続

- (1) 受付期間 昭和52年1月7日（土）～昭和52年2月28日（土）
- (2) 申込場所 社団法人日本しろあり対策協会 東京都港区芝西久保明舟町19番地（住宅会館）
但し、下記各支部管内在住の方はそれぞれの支部に次の申込方法によって申込書を提出して下さい。
社団法人 日本しろあり対策協会関西支部（滋賀，京都，和歌山，奈良，大阪，兵庫各府県在住者）
大阪市西区阿波堀通1-67（大恵ビル） TEL 06-538-2167
社団法人 日本しろあり対策協会中国支部（岡山，広島，山口，鳥取，島根各県在住者）
広島市山手町3-10（山手ビル） TEL 0822-91-6763
社団法人 日本しろあり対策協会九州支部（福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島各県在住者）
福岡市中央区天神1-10-31（因幡ビル） TEL 092-751-7404
社団法人 日本しろあり対策協会沖縄県支部（沖縄県在住者）
那覇市古波蔵258（平良建材ビル3F） TEL 0988-33-5219
- (3) 申込方法 次にかかげるものを提出して下さい。
 - (イ) しろあり防除施工士資格検定試験受験申込書2通
 - (ロ) しろあり防除施工士受験資格指定講習会修了証（写）1通
 - (ハ) 最終学校卒業証明書（写）1通
 - (ニ) しろあり防除処理の経験年数証明書1通 証明書は次にかかげる者何れかの証明に限る。
 - (A) 当協会正会員（しろあり防除処理業者）
 - (B) 支部在住の方は支部長
 - (C) 当協会に届出してある防除処理業者団体の長

記

- 日本しろあり防除協会 東京都豊島区北大塚1-172 中村化学工業(株)内 TEL 03-918-0579
関東しろあり防除協会 東京都港区芝西久保桜川町11 明和ビル 前田白蟻研究所内
TEL 03-591-5805・0609
東京都しろあり防除協会 東京都千代田区神田佐久間町3-5 東京都害虫防除協同組合内
TEL 03-866-2073
新潟県しろあり防除協会 新潟市太平3-9-1 (株)ピコイ白蟻研究所 TEL 0252-73-6471
愛媛県しろあり対策協会 松山市持田町3-2-22 愛媛防虫ランバー内 TEL 0899-43-1669
徳島県しろあり協会 徳島市佐吉1番町10-7 住宅ケンコウ社内 TEL 0886-22-2478
- (ウ) 最近6ヶ月以内に撮った上半身（たて4.5cm よこ4cm）裏面に氏名記入のこと。2枚
 - (エ) 受験手数料 3,000円

3. 受験日および場所

- (1) 受験日時 昭和52年3月19日（土）午前10時より12時
- (2) 受験場所

東京地区	社会文化会館	東京都千代田区永田町1-8-1	TEL 03-580-1171
近畿地区	日本生命中ノ島研修所	大阪市北区常安町29	TEL 06-443-3131
九州地区	電気ビル地下2階8号会議室	福岡市中央区渡辺通2-1-82	TEL 092-781-0685
沖縄地区	那覇市民会館B会議室	沖縄県那覇市字寄宮311	TEL 0988-55-5081

(3) 試験方法 筆記試験 試験科目

- イ. シロアリに関する知識
- ロ. シロアリ防除薬剤に関する知識
- ハ. シロアリ防除処理施工に関する知識
- ニ. シロアリ防除処理標準仕様書に関する知識
- ホ. 建築に関する知識

4. 合否の発表

- (1) 昭和52年4月30日(土)までに本人宛通知します。
- (2) 合格の通知には次の用紙を同封いたしますが登録手続の際提出して下さい。
登録申込書 誓約書

5. 登録申込手続

- (1) 受付期間 昭和52年5月2日(月)から3ヶ月間
- (2) 受付場所 社団法人 日本しろあり対策協会 東京都港区芝西久保明舟町19番地(住宅会館)
電話 03(501)3876
- (3) 提出書類 登録申込書 誓約書 戸籍抄本 写真(22mm×28mm)2枚
- (4) 登録手数料 10,000円(登録の際納入して下さい。)

6. 登録

- (1) 登録は合格通知の日から3ヶ月以内に完了して下さい。この期間を超過しますと登録いたしませんから、ご注意下さい。
- (2) 登録を完了したときは「登録証書」および「防除施工士証」と徽章(バッジ)を送付します。

目 次

<巻 頭 言>

- 虫の建築・築城を見て……………中 島 茂…(1)
- わが国に生息する“住まいの害虫”リスト
- 〔Ⅱ〕各論 1, 等翅目 2. 鞘翅目……………森 八 郎…(2)
- 「しろあり防除処理業務基準」……………(7)

<講 座>

- 仕様書講座〔Ⅱ〕……………森 本 博…(36)

<速 報>

- 〔Ⅰ〕アメリカ乾材シロアリ東京都内に定着
- 〔Ⅱ〕秦野市に発生したイエシロアリの巣の発掘……………森 八 郎…(45)

<防除業会員のページ>

- 最近の事件に関して(随感)……………元 木 三喜男…(48)
- 白蟻業者の選び方, 使い方……………柳 沢 清…(51)

<協会のインホームイション>

- 昭和51年度しろあり防除施工士受験資格指定講習会開催報告……………(53)
- 第4回(昭和51年度)しろあり問題ゼミナール開催報告……………(53)
- 第3回(昭和51年度)「しろありくん蒸土」資格検定試験実施報告……………(53)
- 「しろあり関係物故者慰霊碑」合祀実施要領……………(54)
- しろあり防除営業不正事件に関連しての協会広告と株式会社三共消毒の
 広告併列掲載についての経緯……………(55)
- 建設省通達について/第1回しろあり写真全国コンクール/関西支部だより……………(56)
- 協会のうごき……………(57)

(表紙の写真——乾材シロアリの糞——森 八郎)

日本しろあり対策協会機関誌 し ろ あ り 第27号

編 集 委 員

昭和51年12月30日発行

森 八 郎(委員長)

発 行 者 森 八 郎

森 本 博・山 野 勝 次

発 行 所 社団法人 日本しろあり対策協会 東京都港区芝西久保
 明舟町19番地 住宅会館(4階) 電話(501)3876番

河 村 肇・元 木 三喜男

神 山 幸 弘・香 坂 正 二

印 刷 所 株式会社 白 橋 印 刷 所 東京都中央区八丁堀4-4-1

豊 田 浩

SHIROARI

(Termite)

No. 27, December 1976

Published by the Termite Control Corporation of Japan

Shiba Nishikubo Akefune-cho 19, Minato-ku, Tokyo, Japan

Contents

[Foreword]

Looking at House-and Castle-buildings

by Several InsectsShigeru NAKAGIMA.....(1)

[Reports]

A List of Damaging Insects to Houses Living in Japan

[II] Details 1. Isoptera 2. Coleoptera.....Hachiro MORI.....(2)

Standard Duties Concerning the Treatment of Termite Control(7)

[Lecture Course]

Course for the Executive Specification.....Hiroshi MORIMOTO.....(36)

[Quick Announcement]

[I] On the American Common Dry-wood Termite,

Incisitermes minor (HAGEN), Establishing itself in Tokyo

[II] Excavating a Nest of the Formosan Subterranean Termite,

Coptotermes formosanus SHIRAKI, Occurring in the City of

Hatano, Kanagawa PrefectureHachiro MORI.....(45)

[Contribution Section of T. C. O.]

On the Recent Termite Affair (Occasional Thoughts)Mikio MOTOKI.....(48)

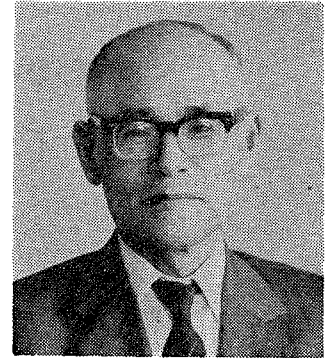
How to Select and Treat of T. C. O.Kiyoshi YANAGISAWA.....(51)

[Information from the Corporation]

.....(53)

虫の建築・築城を見て

中 島 茂



人の世の住宅建築様式が曲がり角にきて、“新折衷様式”とでもいえる新しい潮流を作ろうとしていると聞く。地上生活20万年そこそこの人間の“いとなみ”と、3億年を越えた昆虫の地上生活とははならかの違いがあってもよい。ジバチはインディアンに粘土細工を教え、また、アシナガバチは古代の中国人に紙の製造法を知らしめたとの記録もうなずける。

虫の建築をみて、人々はそれを単なる本能的動作と蔑視しながらも、自体の保護、食物の捕獲、ならびに子孫・系統の維持など、合目的な一連のわざのカテゴリーに帰している。それどころか、近代の昆虫生態学では、虫の心理分析から知的行動を指摘している。たとえば、熱帯産の *Oecophylla* 属のツムギアリ（別称ネッタイアリ）の巣造りには巢内の幼虫を巧みに使って巣を完成する。その方法は、まず常緑樹の厚い葉を職ぎ（蟻）の多くのものが協力して引きよせる動作から始まり、次いで数頭の職ぎは巢からめいめい1頭の幼虫を背後より顎でくわえて運びだし、葉と葉との接着部に幼虫の頭を押しつけると、幼虫は粘着性の唾液をだす。この液を葉面に接着させて引張ると、唾液は線状に伸びたまま凝固し、いわゆる sol→gel に変わる gelation がおきて、1種のたんぱく絹糸となって、葉の縫合糸として役立ち、ついにラグビーボール形の巣を形成する。それで、ツムギアリの和名をえている。1個体が他の生ける個体ももちいて、一つの作業を完了するところこの虫の知的行動と判定する根拠がある。

ここで、しろありに視野を転ずることとしよう。イエシロアリのすぐれた築城技術については、筆者が機会あるごとに述べているところである。すなわち、四季につれ、乾湿・地下水・浸入水の変化に応じて、常時に冷暖房の構造と臨機に技工的に応変する作業を進めている。なお、熱帯産 *Amitermes* の仲間には、“ありの塔”が6mにも達し、雄大であるばかりでなく、塔の頂上をはじめ、所々に傘状の突出部を設ける。*Cubitermes* では傘が短く、きのこ状を呈し、雨水の排出をはかっている。さらに、オーストラリア産の1種が地上に築くついたて（衝立）状（3×2×0.6m）の塔は、東西に扁形にして、南の強い日射量を最小限にとめ、巢の温度上昇を防いでいる。これに反して、冷涼地の別種では、3m内外の扁平尖頭形に造るが、南北に幅広い扁平となして、南の日射量を最大限に利用する設営である。ここで筆者は昭和30年の戸畑港調査記を播く。それは同港内照明燈用の杉電柱にイエシロアリの加害があったので、実地踏査した結果である。すなわち、杉柱は地上部の直径37cm、長さ5mあったが、その地ぎわ内部に楕円形の本巣を建築して、集団の個体数はほぼ30万と推定した。ここで注目されることは、海上小島の営巣における水取りぎ道のことである。この杉柱の基盤工事としては、末口15~20cm、長さ3mの松丸太を2段構えの丸形柵打込によって海中に深く挿入していた。よって、ぎ道はこの松丸太内を貫き、しろありにとって毒物である海水を潜って海底下に存する地下淡水層に連絡していたとみる。その水取りぎ道の長さは水深よりおして10~12mに達していたと考えられる。

これらは要するに、社会性昆虫としてのしろありの建築・築城を探究するにつれて、かれらの優秀な技術が合理性に基いているばかりか、臨機応変の積極的動作ともみられるのである。よって、しろありの防除に当るものは、つねに他の害虫防除者とは次元の異なる応用昆虫学に関する知識をはじめとし、木材利用・建築工学・応用化学などに基く、いわゆるインテグレート・コントロール（総合的防除）の実績を挙げる必要があるといえよう。

（宮崎大学名誉教授・本協会顧問・農博）

わが国に生息する“住まいの害虫”リスト

〔Ⅱ〕 各論 1. 等翅目 2. 鞘翅目

森 八 郎

1. 等翅目 (シロアリ目 White ant, Termite)

Isoptera

世界のシロアリ類は、だいたい年平均気温10℃以上の地域に分布し、現在までに約2,000種が記録されているが、わが国に生息していることが報告されているシロアリ類は、4科9属14種である。そのうち、“住まいの害虫”とみなされるシロアリは、ヤマトシロアリ・イエシロアリ・ダイコクシロアリの3種である。キアシシロアリ・アマミシロアリはヤマトシロアリと同属の*Reticulitermes*属であるので、ヤマトシロアリと同様に、“住まいの害虫”であるが、南西諸島にのみ生息しているようであるから、ヤマトシロアリの項に入れて述べることにする。以上のほかのシロアリは、おもに野外の枯死木・枯死枝・倒伏木などのなかに生息し、これらを食害しているので、“住まいの害虫”というほどでないから、各論としては一応省くが、木材嗜好性であるために“住まい”やその他の建造物が時としては加害されるおそれのあることはいうまでもない。

1.1 ミゾガシラシロアリ科 Rhinotermitidae

①ヤマトシロアリ (Japanese termite)

Reticulitermes Speratus (KOLBE)

社会生活を行なう昆虫で、その社会には生殖階級(女王・王・副女王・副王など)と非生殖階級(職蟻・兵蟻)があり、そのほかに幼虫や生殖階級になるニンフ(亜成虫)・有翅虫(羽蟻)などがおり、それぞれの階級(Caste)で分業をやっている。

われわれのたいせつな“住まい”を食い荒らす職蟻(Worker termite)は、体長3.5~5.0mm、白っぽく、各階級のなかで最も多数いるから、白いアリーシロアリと呼ばれるようになったものと思

われ、英名も White ant といわれている。漁食・営巣・蟻道(トンネル)構築など、いっさいの雑事を引きうけている階級である。兵蟻は体長3.5~6.0mm、胴は白っぽい、頭部は黄褐色で、両側がほぼ平行している。額腺は退化し、乳白色の分泌物質(防御物質)を出さない。シロアリの種類は、兵蟻の頭部形態で同定するのが最も正確であるので、「しろあり防除ダイジェスト」(日本しろあり対策協会編)の兵蟻頭部の比較図を参照されたい。ニンフ(Nymph)は体長4.0~6.5mm、完全変態を行なう昆虫(チョウ・ガなど)の蛹(Pupa)に相当する時期(Stage)で、職蟻に似て、白っぽい、やや大きく、胸部に短い翅芽を具えている。有翅虫(羽蟻 Winged termite, Alate)は体長4.5~7.5mm、ニンフの翅芽の伸長したもので、黒褐色、一部(胸部)黄色。生殖力を有する若い♀♂(雌雄)である。これが4~5月頃の昼間、群飛(Swarming, 結婚飛行 Nuptial flight)して、♀♂カップルになり、木材の割れ目や土と木材の間隙などに営巣して新しいコロニー(Colony)を創設し、数年後には女王(Queen 体長11.0~15.0mm)と王(King 体長5.0~6.5mm)となり、産卵数を増し、数万の大群に発達する。“住まい”の床下部材(土台・柱・筋かい・床束・縁束・大引・根太・床板・敷居など)を水平的に加害することが多いが、窓枠・扉枠や、多湿の場合には柱を食い登り、モルタル内部や天井裏の小屋組材を加害することもある。加害材中に生活し、特別な塊状巣はつくらない。日本全土に生息し、北は北海道の札幌・函館・小樽・木古内・上磯・虻田・松前・江差・広島町・余市・厚別で発生が報告されており、北限は旭川付近とみなされる。

ヤマトシロアリの近似種、キアシシロアリ奄美

亜種 *Reticulitermes flaviceps amamianus* MORIMOTO が奄美大島・与論島に、アマミシロアリ *R. miyatakei* MORIMOTO が奄美大島・徳之島で採集されているので、ヤマトシロアリと同様の被害を及ぼしていると考えられるが、分布地域が明確でない。

②イエシロアリ (Formosan subterranean termite, House termite) *Coptotermes formosanus* SHIRAKI

前種とよく似ているが、体長がやや大きい。すなわち、職蟻3.5~5.2mm, 兵蟻3.8~6.5mm, ニンフ6.4~8.1mm, 有翅虫7.4~9.7mm, 女王27~40mm, 王は有翅虫の時とあまり変わらない。兵蟻の頭部は前種と異なり、卵形で、額腺より乳白色の防御物質を出すので、これらの特徴により前種と区別することができる。有翅虫の色も前種と異なり、黄褐色である。多くは地中に塊状の巣をつくるが、樹幹や建造物中に営巣することもある。これより蟻道を構築し、これを通して建造物を食い荒らす。営巣後次第に集団の数を増し、数年後には数10万の大集団となるので、加害の程度が前種よりひどく、九州では「どうとうし(堂倒し), どうとうむし」などとも呼ばれる。床下部材を水平的に加害するばかりでなく、垂直的に柱を食い登り、天井裏の小屋組材にも大害を及ぼす。雨漏り、その他の給水源があると、地下とは関係なく、小屋組材だけで生活することがある。群飛は6~7月頃の日没直後に起こり、走光性があるので、電灯に集まる。わが国における分布は、戦前静岡県以西の温暖な海岸線に沿った地域のみであったが、戦後横須賀市の米軍基地やその隣接地の横須賀学院に定着し、現在さらに市街地に分布圏を拡大している。また、最近これとは別に秦野にも新しく発生し、これもまた定着の様相を呈している。神奈川県におけるイエシロアリの問題は、人類とイエシロアリの関ヶ原の合戦のようなもので、イエシロアリの日本列島北進がこの地点でくいとめることができるかどうかを賭するものである。

1.2 レイビシロアリ科 Kalotermitidae

①ダイコクシロアリ (Daikoku dry-wood termite) *Cryptotermes domesticus* HAVI-

LAND

乾材シロアリの仲間で、前2種がいずれも水分を好むのに対して、本種はキクイムシ類のように、乾材を加害し、加害材の内外に乾いた砂粒状の糞を排出する特徴がある。兵蟻は体長3.5~5.5mm, その頭部は、前面が裁断状で、横から見ると、大黒天の頭部に似ているので、この名称がつけられている。外敵が侵入しようとする時、兵蟻が並び、骨化した前胸腹板を支えにし、裁断状の頭部で蟻道を塞いで防止する。この仲間は建物の乾材ばかりでなく、ピアノ・ステレオ・家具類まで加害し、防除に最も手こずる害虫として熱帯地方で恐れられている。群飛は5~8月の長期にわたり、少数ずつ行なわれ、有翅虫が電灯に集まる。野外の枯枝にも生活し、これより発生した有翅虫が建物中に侵入してきたり、建物中で次々と伝播するほかに、引越荷物について、世界各地に拡がっている。わが国における現在の分布は、奄美大島以南で、1月の平均気温が10°Cの線とほぼ一致しているが、家庭の暖房が普及しているので、日本本土に侵入する危険性がある。

2. 鞘翅目 (甲虫目, Beetle) Coleoptera

成虫の前翅が硬化して翅鞘(上翅)となり、後翅が膜質で飛行に用いられる。幼虫には腹脚がなく、少脚型か無脚型である。蛹はいわゆる裸蛹。全世界で30万種、100数10の科に分類される。わが国には約8,000種が記録されている。

2.1 シバンムシ科 (Anobiid, Deathwatch and drugstore beetle) Anobiidae

シバンムシ科の成虫の形態は、一般に小型で、短く、半円筒状を呈し、頭部が下口式で、前胸背にかくれていることが特徴である。触角は複眼の前縁に生じ、鋸歯状・櫛歯状・棍棒状で、末端3節が大型となり、かつ、自由に動く。前胸腹板は短く、脚も短い。前・中両脚の基節は小さく、前脚のものは円錐状で後方へ開き、後脚の基節は横型で、腿節を受け入れる溝があり、跗節は5節。幼虫はコガネムシ型である。

わが国には数10種の生息が報告されているが、そのうちから代表的な“住まいの害虫”をあげておく。

①ケブカシバンムシ (Pubescent anobiid)

Nicobium castaneum OLIVIER

成虫は体長4~5mm。濃褐色、背面に灰黄色の粗毛を密生する。2亜種のうち、わが国に生息する *N. castaneum hirtum* では、上翅に褐色毛の不規則な輪郭の2横帯があるが、*N. castaneum castaneum* では横帯がない。前胸背は明確な側陵をもち、後方に向かって細まる。マツ・ヒノキ・クス、その他各種の枯乾材を加害する。わが国では、国宝・重要文化財などに指定されている古い木造建築物に大害を及ぼしているばかりでなく、木彫仏像・屏風、その他古い木製品にまで被害をあたえている文化財の代表的害虫である。成虫は6・7月頃に出現する。幼虫は乾材の表層部を残して内部を食害するが、後述のヒラタキクイムシのようにデンプンの多い辺材のみでなく、心材も食害する。しかし、マツ材などでは軟かい春材部をとくに好んで食害するので、その食痕がやや直線状になり、見慣れない人には、シロアリの食痕と紛らわしく、誤認されることがある。古い木材の表面に、3mm内外の丸い孔が穿れている場合には、本種による被害であることが多い。また、ヒラタキクイムシの糞は極微粉で、指先でつまんで、揉んでみても、粒状を感じないが、本種の糞は粗粉状（鼠糞状）であることが指先で感じるから、容易に区別できる。双眼実体顕微鏡で糞の形状をよく観察しておけば、被害部分にある糞によっても加害虫を推定することができる。書籍を加害することもある。世界各地に分布、わが国では、本州・四国・九州に生息、北海道においても採集されたといわれている。

②マツザイシバムシ (Pine anobiid)

Ernobius mollis L.

成虫は体長3.5~6.0mm。栗色で、黄色の微毛をもつが、前種よりかなり滑らかな外観で、上翅には *hirtum* type に見られるような褐色帯がなく、全面一様である。前胸部は長さ比較して幅がはるかに広く、両側は丸味を帯びる。アカマツ・クロマツ・カラマツ・トドマツ・モミ・トウヒなど針葉樹の乾材や枯死木を加害する。年1世代。成虫は5~8月に羽化脱出する。卵は皮付材の樹皮下または樹皮の割れ目に10~20粒ぐらい産みつけられる。孵化した幼虫は、樹皮内面と辺材の表面

を食い、短いトンネルをつくる。このなかに嚙り屑や糞が詰められている。糞の形状は、小型ではば球状、摂取した食物の種類によって暗褐色から白色まで色が違っている。蛹室は3~8mm。材の表面に平行につくられ、蛹期は約2週間。羽化した成虫は3mm内外の円孔を穿って脱出する。野外においては伐採された針葉樹、とくに他の昆虫の加害で枯死した若い枝に産卵し、若令幼虫は髓に穿入、ほとんどこのなかで生活する。建築物に一部皮つきの材を使用すると、この害虫に産卵されやすい。岡山においては、表面にマツの樹皮を巻いたラワン材より大発生し、山根白蟻研究所（代表者山根坦氏）がこれを採集し、筆者の研究室に届けられたことがあるが、まことに面白い発生資料であった。日本・北米・ニューカレドニアなどに分布、わが国では本州・北海道に生息。

③エゾマツシバムシ (Yezo spruce anobiid) *Anobium pertinax* L.

成虫は体長5mm内外。黒色ないし黒褐色、触角・肢は赤褐色、口器は淡色。褐色の短毛を密生し、前胸後角に黄色毛をもつ。頭胸背には顆粒を分布し、胸背後半中央にY字形隆起をもち、その両側は横に隆起する。上翅には強い粗点刻を有し、条溝をなし、間室には強い微細印刻を具える。各種の枯乾材をシンクイムシ状に加害するが、とくにエゾマツの害虫として、この名称がある。成虫は6~8月頃穿孔脱出する。木材の割れ目や古い虫孔内に産卵。2~3週間で孵化する。幼虫は灰白色、頭部黄褐色、大顎は暗褐色。木材中にトンネルをつくり、これに粗粒状の虫糞や嚙り屑を詰める。早春老熟幼虫となり、さらに木材の表層部で蛹化。蛹は腹部末端に近い環節のみ動く。2~3週間で羽化した成虫は、木材の表面に虫孔を穿って脱出する。日本・欧州・北米・シベリアなどに分布。わが国では北海道に生息。

④ノウタニシバムシ *Ptilinus pectinicornis* L.

成虫は体長4mm内外。黒褐色、灰色の微毛を密生する。触角は♂では顕著に発達し、櫛状を呈し、♀では鋸齒状である。前胸背には小点刻を具え、上翅には微小な点刻を列状に密布する。ブナ・カシ・スズカケ・ハンノキ・ホオノキ・イタ

ヤ・スギ・マツ・トドマツなどの針葉樹および広葉樹の乾材を食害するが、とくにブナ・イタヤなどの広葉樹の乾材を嗜好し、心材・辺材の区別なく加害する。成虫は5月下旬～6月上旬に出現するが、一生の大部分を孔道内で過ごし、交尾・産卵も孔道内で行なわれる。孵化した幼虫は、はじめ材を水平的に食い進み、孔道内に嚙り屑や糞を詰める。孔道は不規則に縦の方向につくられることが多く、幼虫期はほぼ1年、蛹期も長く、約3週間である。新潟県西頸城郡能生谷村で小学校のブナの梁が加害され、2階床墜落の惨事をおこした事例があるので、このムシの和名がつけられたものである。香港・アラブにおいては書籍に大害を及ぼしている。日本・中近東アジア・欧州・メキシコに分布、わが国では本州・北海道に生息する。

⑤クシヒゲシバンムシ (Pectinate-horned anobiid) *Ptilineurus marmoratus* REITER

成虫は体長2.2～3.6mm。黒褐色、背面は黒色毛と灰白色ないし灰黄色毛で斑紋をつくる。体の下の毛は灰白色。頭部は小さく、前胸背よりはるかに幅狭く、触角は基部第1・2節および末端節の前半は褐色、第3～11節は各では櫛歯状、早では鋸歯状。前胸背は短く、両側は丸味を帯びて前方に細まり、後縁両側は深くえぐられ、背面は強く膨隆し、中央部に黒色毛を、他に灰白色毛を装う。小楯板は長さよりも幅広く、毛は灰黄色。上翅は前胸背よりわずかに幅広く、やや円筒形を呈し、小楯板に近く前方に向かって瘤状に突出。各上翅は5条の縦隆線を有するが、断続し、あまり正確でない。多くは枯死木の樹皮下を食害するが、わが国では、その幼虫が畳表に穿孔加害するので、畳表の害虫として知られている。テックス・壁や書籍が穿孔された事例もある。成虫の出現期は5～9月頃。日本全土・インドネシアに分布。

⑥ザウテルシバンムシ (Sauter anobiid) *Falsogastrallus sauteri* PIC

成虫は体長2.5mm内外。やや太った形態。濃赤褐色。体表に滑らかな微毛が密生。本来は書籍の害虫で、日本では和紙の古書・古文書、重なった

綿絵などをトンネル状に穿孔するが、台湾においては洋書の被害も少なくない。わが国においては合板の被害例が報告されているので、“住まいの害虫”とみなされる。東日本より西日本に多い。

シバンムシ科には、このほかに“住まい”を直接食害する害虫ではないが、西日本に多いザウテルシバンムシと対比的に東日本に多い和紙の古本害虫として恐れられているフルホンシバンムシ (Book borer anobiid) *Gastrallus immarginatus* MÜLLER が生息している。日本のみならず、東南アジア・欧州にも分布している。また、乾燥生物標本・書籍を加害するタバコシバンムシ (Cigarette beetle) *Lasioderma serricorne* FABRICIUS, ジンサンシバンムシ (クスリヤナカセ, Drugstore beetle, Biscuit beetle) *Stegobium paniceum* L., *Sitodrepa panicea*, *Anobium paniceum*が“住まい”のなかでよく発見される。

一般に建物の木材部分が穿孔加害されると、キクイムシの加害であるといわれているが、古い木材の場合には本科の昆虫によることが多い。

2.2 ヒラタキクイムシ科 (Powder-post beetle) Lyctidae

一般に広葉樹のデンプン含量の多い辺材部に産卵し、孵化した幼虫がこの材を加害するもので、わが国ではラワン・ナラ・タケなどの害虫として、シロアリ類とともに“住まい”の代表的害虫になっている。デンプン糊を使用した書籍をも加害し、不規則な曲がりくねった円形・長円形の断面をもったトンネルを穿つといわれているが、書籍の害虫というよりは、むしろラワン・ナラ材の書架の害虫で、その上におかれた書籍がいっしょに穿孔されたものと思う。

①ヒラタキクイムシ (タケシクイ, タケシクイムシ, *Lyctus powder-post beetle*, *Lyctus beetle*) *Lyctus brunneus* STEPHENS

成虫は体長2.2～7.0mm。やや扁平で細長い小型甲虫。黄褐色・赤褐色・暗褐色を呈するが、かなり濃色な個体もある。とくに前胸背がつねに上翅より濃色。全身に黄褐色または金色の微毛を装うが、一部列状をなす部分を除いて、多くは不規則に生えている。頭部は小点刻を密布し、触角基点

上方が隆まり、突出して顔面は凸形を呈し、基点間には深い横溝を具え、頭楯と額を区分する。触角は棍棒状で11節よりなり、前胸背とだいたい同長で、末端2節(第10・11節)は膨大し、第10節は先の方に大きく拡大して、ほぼ三角形、第11節は卵形を呈し、前節よりやや長い、幅は狭い。前胸背は四角形に近いが、前方は後方より多少広く、腹部とほぼ同幅、前縁は強く円味を帯び、前角は丸いが明確、両側縁は平行するも、少し肩いかりである。全面に顕著な小点刻を密布するので、これが側縁において細かい歯状となる。中央に浅くて幅やや広い1縦凹陷部をもつ。生息地により個体差があるが、この凹陷部が2本の側腕を有し、側腕が前方に分枝するために凹陷部がかなりはっきりとY字状に見える個体群(欧州系)とY字状の側腕が見られない本邦系とがある。凹陷部を除いて微毛でおおわれる。上翅には各6条の小点刻縦列と4条の平滑な平行的稜線(縦隆起線)を有す。はじめの稜線間には2条の点刻列、それ以下の稜線間には1条の点刻列をもつが、あまり明確でなく、乱れている個体もある。前腿節は中・後腿節より明らかに太い。(これは亜属 *Xylotrogus* の特徴)。脛節に距刺を有す。雌雄(♀♂)の区別は、♀では腹部第5腹板上に1点に集合する毛束(Pencil)があり、第6腹板(最端節)は、やや細長い舌状を呈すが、♂の第5腹板の毛は房状で、1点に集合する毛束がなく、第6腹板は♀よりやや幅広い扁平な三角形を呈す。卵は長円筒形(長さ1mm内外、径0.16mm内外)で、1端に糸状の突起を有す。はじめ白っぽく半透明であるが、胚が発育するにつれて不透明になる。幼虫はコマ状(曲玉形)で、幼令のものは白色、成長したものは黄色みを帯び、腹面のほうに湾曲、3対の胸脚を具え、大きいものは5mmに達す。冬が近づくと、老熟幼虫となり、コマ状から次第にずんぐりとちぢこまった形態になって越冬、春になって蛹化、わが国においては、自然状態では6月頃成虫の羽化穿孔脱出が最盛期になるが、暖房のある部屋では2、3月頃から成虫が発見される。木材の表面に直径1~2mmの虫孔が穿たれ、これより微粉が排出され、積み上げられるので、Powder-post beetle の英名がある。本種は南方系

で、古くは本州中部以西に生息したが、現在では関東・東北から北海道にまで分布。

②ナラヒラタキクイムシ (Oak lyctid) *L. linearis* GOEZE

前種に酷似し、一般の人には区別しにくい、上翅に顕著な微毛列を有し、その間室に浅くて大型の1縦列点刻があるので、この特徴により区別できる。前種と対比的に本種は北方系で、わが国では北海道にのみ生息していたが、現在では本州においても時々採集される。

③ケヤキヒラタキクイムシ (Zelkova lyctid) *L. sinensis* LESNE

成虫は体長2.7~5.0mm。赤褐色、頭部大半および前胸背は黒く、上翅の側縁 $\frac{2}{3}$ は中央 $\frac{1}{3}$ より明色、これが本種の特徴。上翅より前胸背が細く、正中溝が微弱。上翅の点刻列が小さく深いことにより区別できる。中国の熱河ではじめて採集されたので、*L. sinensis* と命名されたもので、わが国では京都・長野・群馬・岡山で採集されている。

④アラゲヒラタキクイムシ (Small bamboo borer) *Lyctoxylon japonum* REITTER

成虫は体長1.5~2.5mm、すこぶる小型の甲虫。赤褐色で太短い荒毛(刺毛)を装い、前胸背側縁のものは先端太く、板面のものは鱗片状、上翅のものは細かい。胸背中央部は凹み、上翅の点刻は列状。名称どおり荒毛を有し、前記3種とはまったく別属に属するので、誤認することなく区別できる。タケの害虫として知られる。日本・インド・マレーシア地方に分布、わが国では本州・四国に生息、東京・香川・愛知・岡山などで採集されている。

上記のほかに尊田望之(1969)¹⁾によれば、熱帯原産のケブトヒラタキクイムシ *Minthea rugicollis* (WALKER) が鹿児島県・徳島・岡山・北九州市に定着しているとのことであるが、筆者はいまだ採集していない。

(慶大教授、東京国立文化財研究所調査研究員、本協会副会長、農博)

1) SONDA, Mochiyuki (1969) *MINTHEA RUGICOLLIS* (WALKER) BREEDING IN NORTHERN KYUSHU, JAPAN (Coleoptera, Lyctidae) 昆虫 37(4): 395~396

「しろあり防除処理業務基準」

予ねてより計画しておりました「しろあり防除処理業務基準」が今度刊行になりました。

本書はしろあり防除処理業者として社会責任を果たす上に於て心得ていただきたいとを業務の順序に列挙いたしました。熟読いただき、従業員の指導にも御活用下さるよう御願い申し上げます。

なお、本書は今後なお研さんを加え、内容の充実を期しております。会員各位の御協力を御願いたします。

目 次

I	しろあり防除処理企業者綱領	1
II	一般業務活動	1
1.	営業活動	1
2.	調査活動	2
3.	防除施工	3
4.	一般的指導	3
III	安全基準	4
1.	薬品器材等格納施設	4
2.	危害防除の対策	5
	労働安全衛生法（抜すい）	13
	労働安全衛生法施行令（抜すい）	15
	労働安全衛生規則	17
IV	事務所（営業所）の整備基準	19
	しろあり防除調査チェックリスト	20

しろあり防除処理業務基準

I しろあり防除処理企業者綱領

しろあり防除処理企業者は

1. しろありの被害から国民の生命財産を守る崇高な社会的使命に徹すること。
2. 常にしろあり防除技術の研究向上をはかること。
3. サービス精神に徹し適正価格で有効な防除を行なうこと。
4. 防除処理に際しては、社団法人日本しろあり対策協会の定める「しろあり防除処理標準仕様書」に準拠すると共に協会の認定防除薬剤を使用すること。

II 一般業務活動

1. 営業活動

(1) 広報活動

① 団体活動

中央、地方における団体の活動に協力し、啓蒙宣伝に努力するとともにその規律に徒うこと。

② 個人活動

(イ) 業務内容について十分理解を深めるよう努めること。

(ロ) 関係業者との融和につとめ業務の円滑な推進に努めること。

(ハ) 地縁的な奉仕活動に積極的に参加し、地域の信頼を得るよう努めること。

(ニ) 有効なメディアを使用し積極的に正確な広報に努めること。ただし誇大広告並びに偽の広報は厳につつしむこと。

(ホ) 信用を害する行為はなさいこと。

(2) 相談業務

① 次の事項を心がけること。

(イ) しろあり防除相談は、防除士の資格を有するものが面接することが望ましいが、これが出来ない場合でも相談に能力あるものがこれにあたること。

(ロ) 説明は親切丁寧にし、必要により無料資料を提供すること。

(ハ) 秘密を厳守することを誓約すること。

(ニ) 相手の事情を全部聞きとるように努力すること。(早や呑み込みは危険であると同時に相手の信用を損う場合がある。)

(ホ) 不明の点は不明とし、憶測による判断や措置をしないこと。

(ヘ) 資料は公認されたものを最大限に利用すること。

- (ト) 他業者の誹謗は厳に慎しむこと。
- (チ) 無関係の業務上知り得たことがらを話さないこと。
- (リ) 調査業務と施工業務を区別した前提で相談に応ずること。
- (ヌ) 費用の概算を求められたときは、その業務の内容を可能な範囲で明確にした上で算出すること。
- (ル) 後日のために、相談業務には必らず聞きとり書を作成すること。
- (ロ) 相談の過程において相手方の信用力、性格等を判断すること。

〔聴取書〕

- ・相手方の陳述が十分に徹底されていること。
- ・調査・施工上の要点が全部網羅されていること。
- (チェックリストによる。別添参照)
- ・内容が理解されやすいこと。

聴取者と調査者、施工者がことなった場合に必要であり、この点相手方と後日の紛争をおこすことのないようにする必要がある。

2. 調査活動

(1) 調査基準

- (イ) 聴取書を必らず持参し、説明の重複をさけること。
- (ロ) 住居内の立入りについて居住者の許可を必らず得ること。
 - ※ 住居内の侵入は法律で強く保護されており、依頼者が必らずしもその権限を有するとは限らない。
- (ハ) 所定の様式により調査書を作成すること。
 - 口頭による報告は避けること。
- (ニ) 近隣の調査を必らず行なうこと。
 - 近隣への立入りについては前記にならう。
- (ホ) 調査の結果を取り纏め報告書をつくり、調査の成果物とすること。
- (ヘ) 調査に要した経費は請求すること。
- (ト) 必要により工事費概算又は明細書を作成すること。
- (チ) 調査の日時は厳守すること。
- (リ) 調査中は常に立会者と行動すること。
- (ヌ) 本人の身分を明らかにすることは勿論であるが、助手補助者を同伴するときはこれらを常に自己の掌握下に置くこと。
- (ル) 家具、什器の移動は必らず立会者の指図又は同意を得ること。
- (ロ) 家屋内の事情、知り得た事柄については他言せず又他家の調査上知り得た業務に関係ない事項を話題としないこと。
- (ヲ) 既に破損している個所があれば立会者に確認してもらうこと。

- (カ) 調査後は完全に調査前の姿に復元すること。
(相手方の承認を得た場合を除く)
- (ク) 破壊、変形によらなければ調査不能の場合は事前に承認を得て行なうこと。
- (ク) 調査不能の部分のその旨を相手方に明示し、その措置方法を明確に協議すること。
- (ケ) 火気（たばこなど）の使用に留意し、器物を破損又は汚染しないよう努力すること。
- (コ) 調査はチェックリストにより行ない、洩れのないようにすること。
- (ク) 相手方がその家屋について管理上の責任あるものであるが否かを確かめること。
- (ネ) 施工法について、次の諸事項を詳細に説明すること。

施工個所，範囲（程度）

使用薬剤の特性

臭気，毒性，持続性，注意事項

施工日数

保証，保険制度

3. 防除施工

(1) 施工前の注意

- ① 食品等の貯蔵物について。
穴倉に格納しているビン，カン類以外のミソウメ干し等は外に出させること。
- ② 病人，乳幼児は施行場所から隔離すること。
- ③ 家きん，植栽物の保善に十分な注意すること。

(2) 施工中の注意

- ① 薬剤，機械器具には手をふれさせないこと。
- ② 子供は処理現場に近づけないこと。
- ③ 床板をはずした部屋への出入を禁止すること。

(3) 施行終了後の注意

- ① 施行終了日の家の使用は出来ればさけさせること。2階造の場合は家族全員2階での就寝を勧奨すること。
- ② 施行当日だけ風呂を使用しないこと。翌日使用の際は浴槽，タイルの周囲を洗剤で洗うこと。
- ③ 日中は極力窓を開け換気せしめること。

(4) 施工に対する保証

- ① 施工中の事故に伴なう損害をカバーするため夫々の社の営業規模に相応する損害賠償責任保険をかけること。
- ② 防除処理施工後のしろあり再発については出来るだけ再発の際無償処理をする保証書を発行すること。この場合でも最短期間を5年以上とすること。

4. 一般的指導

- (1) 家の周囲に木材等を置かないようにする材木を置かなければならないときは直接地面に接しないようにブロック又は石等の上に置くよう指導する。
- (2) 庭にサクや杭板を打つ時は防腐防蟻杭を使用せしめる。

Ⅲ 安全基準

1. 薬品器材等格納施設

(1) 薬品格納施設

可燃性（引火性）の薬剤を貯蔵する場合は、法令の規定に従うことは勿論であるが、少量貯蔵の場合も不燃構造とし、消火器、水槽等の消火施設を設置又は常備すること。臭気又は人体に有害なガスを発生するおそれのある場合、適当な排気設備を設け、特に近隣に迷惑を及ぼすおそれのある場合は別途敷地の選定をすること。

(2) 器材格納施設

面積 3.3 m²（1坪）以上とすること。

格納物 薬剤・薬剤で汚染された器材・衣服等を収納すること。

- ・収納物は容器に名称を付し、また常置場所を明確にし、内部の整理整頓に努めること。
- ・引火性の薬剤の貯蔵と可燃物の収納は防火的に区画すること。

(3) 関係法令

関係法令は次の建築基準法と消防法であるから常にこれに習熟し違背のないよう心がけること。

(i) 建設関係

建築基準法第27条「耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物」の第2項第2号で、危険物の貯蔵又は処理場の用途に供するもの（貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令（第116条、危険物の数量）で定める限度をこえるもの）で次の規定がある。

表 1. 危険物の数量の限度

石 油 類	常 時 貯 蔵	工 場 処 理
第 1 石 油 類	1,000 ℓ	1,000 ℓ
第 2 石 油 類	5,000 ℓ	5,000 ℓ
第 3 石 油 類	200,000 ℓ	200,000 ℓ

使用薬剤が表1の限度をこえるものは以下の構造にしなければならない。

・耐火建築物

主要構造部を耐火構造（鉄筋コンクリート造、れんが造等の構造と政令で定める耐火性能を有するものをいう）とした建築物で外壁の開口部で延焼のおそれある部分に政令で定める構造の耐火戸その他の防火設備を有するものをいう。

・簡易耐火建築物

耐火建築以外の建築物でイ、又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれある部分に政令で定める構造の防火設備を有するものをいう。

(イ) 外壁を耐火構造とし、かつ屋根を不燃材料で造り、又はふき、政令で定める防火性能を有する構造としたもの。

(ロ) 主要構造部である柱及びはりや不燃材料でその他の主要構造部を不燃材料又は政令で定めるこれに準ずる材料で造り、外壁の延焼のおそれある部分、屋根及び床を政令で定める防火性能を有する構造としたもの。

建築基準法で規定している危険物の数量の限度は、これをこえる場合には、建築物が構造的規制をうけるということで、消防法で規定している薬剤量の限度とは意味が違う。

消防では、危険物に対する取扱いの危険性の限度の規定である。

(ii) 消防関係

・消防法第5条「防火対象物についての所要措置命令」で、消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について火災の予防上心要があると認める場合又は火災が発生したならば、人命に危険であると認める場合には、権限を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、使用の禁止、停止若しくは制限、工事の停止若しくは中止その他の必用な措置をなすべきことを命ずることができる。但し、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移転の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。と規定しており、防火対象物が消防法で規制を受けることを規定している。

・法第8条「防火管理者」では、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消防活動上必要な施設の実検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわなければならない。

②前項の政令で定める防火対象物の管理について権限を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。として、防火管理者の規定をしている。

2. 危害防除の対策

(i) 厚生関係

本協会の規定で、くん蒸処理には危害防止措置規定があり、他の処理には規定はされていないが、毒劇物を取り扱う以上当然注意していなければならない。

◎ 毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行なうことを目的として、昭和25年（1950年）に法律第303号として制定され、最終改正は昭和48年に法律第112号として改正されている。従来の毒物劇物営業取締規則（明治45年内務省令第5号）毒物劇物営業取締法（昭和22年法律第206号）に代って制定されたものである。この法律の旧法と異なる点は単に営業者のみではなく業務上毒物と劇物を取り扱う者をも規制の対象としていることである。

この法律で毒物とは、この法律の別表第1に掲げる28種類の物で、医薬品、医薬部品以外のものをいい、特定毒物とは、毒物であって、別表第3に掲げる10種類のものをいう（第2条）また劇物とは、別表第2に掲げる94種類の物である。ここで重要なことは、各種類とも規定の毒物、劇物以外に、「これらを含む製剤その他の毒性を有する物であって政令で定めるもの」という規定のあることで、これらの範囲が、拡大されることになる。協会仕様書で採用されているくん蒸薬剤のメチルブロマイドはこれに該当する薬剤である。

毒物劇物の販売、授与、または販売授与の目的とする製造、搬入、貯蔵、運搬、陳列等の行為は製造業、輸入業または販売業の登録を受けた営業者でなければしてはならない（第3条）登録は、法律で定められた事項について厚生大臣または都道府県知事が行なう（第4条、16条）。登録の基準は法定されており、その基準に適合しなければ登録をしてはならない（第5条）。営業者がこの法律に違反したときは、登録を取り消され、または営業の全部もしくは一部廃止処分を受けることがある（第19条第1項）特定毒物の製造、輸入、使用、譲渡、譲受、所持等は、厚生大臣を得た特定毒物研究者、毒物劇物営業者、または特定毒物使用者にのみ許される（第3条の2、第6条の2）毒物劇物営業者は、製造所、営業所または店舗ごとに、薬剤師等一定の資格をそなえた責任の毒物劇物取扱責任者を置かなければならない（第7条、第8条）。

毒物劇物の取扱い表示、譲渡、交付、廃棄、運搬、貯蔵等については厳重な規制が加えられる（第11条—16条）立入検査等の権限を毒物劇物監視員が行なう（第18条）。

・毒物劇物取締法の第8条に規定する該当者

- ① 薬剤師。
- ② 厚生省令で定める学校で応用化学に関する学課を修了した者。

（注、法第8条第1項第2号に規定する学校とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第41条に規定する学校又はこれと同等以上の学校をいう）。

- ③ 都道府県知事が行なう毒物劇物取扱者試験に合格したもの。

注 法第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験は筆記試験及び実施試験とする、筆記試験は次の事項について行なう。

1. 毒物及び劇物に関する法規。
2. 基礎化学。
3. 毒物及び劇物。

実地試験は次の事項について行なう。

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

◎ 毒物劇物の取扱，保管，貯蔵の規制

(毒物又は劇物の取扱)

- ① 第11条，毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は毒物又は劇物が盗難にあい，又は，紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- ② 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令が定めるものが製造所，営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し漏れ，流水出，若しくはしみ出，又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- ③ 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者はその製造所，営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には，これらの物が飛散し，漏水，流水出，又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- ④ 毒物劇物営業及び特定毒物研究者は毒物又は厚生省令で定める劇物についてはその容器として飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

第12条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は毒物又は劇物の容器及び被包に「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字，劇物については白地に赤色をもって劇物の文字を表示しなければならない。

(2) 毒物劇物営業者はその容器及び被包に次に掲げる事項を表示しなければ毒物又は劇物を販売し又は授与してはならない。

一，毒物又は劇物の名称。

二，毒物又は劇物の成分及び含有量。

三，厚生省令で定める毒物又は劇物についてはそれぞれ厚生省令で定めるその解毒剤の名称。

四，毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認め厚生省令で定める事項。

(3) 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は，毒物又は劇物を貯蔵し，又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

◎ 事故の際の措置

作業中に大きな事故をおこすようなことは毒物劇物取扱責任者であり経験年数を積んでいる者には心配はない筈であるが事故は如何なるときおきるかわからないから，次のことに注意しておく，

第16条の2

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は，その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し漏水，流水出，しみ出，又は地下にしみ込んだ場合にお

いては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2. 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者はその取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい又は紛失したときは直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

(ii) 労働関係

労働基準法では第5章安全及び衛生において次の規定をしている。

- ・第42条労働者の安全及び衛生で労働者の安全及び衛生に関しては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号の定めるところによる。

同法第6章女子及び年少者において次の規定をしている。

- ・第56条最低年令で

① 満15歳に満たない児童は労働者として使用してはならない。

- ・第57条年少者の証明書で

① 使用者は満18歳に満たない者についてその年令を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

- ・第63条危険有害業務の就業制限で

② 使用者は、満18歳に満たない者を毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

③ 前項の規定は同項に規定する業務中一定のものについて命令、満18歳以上の女子にこれを準用することができる。

④ 第2項に規定する業務範囲及び前項の一定の業務の範囲は年令で定める。

同法第9章技能者の養成において次のことを規定している。

- ・第69条徒弟の弊害排除で①使用者は、徒弟、見習、養成工その他名称の如何を問わず技能の習得を目的とする者であることを理由として労働者を酷使してはならない。

② 使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない。

同法第9章就業規則において次のことを規定している。

- ・第89条作成及び届出の義務で常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次の事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。これを変更した場合においても同様である。⑤労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項。⑥安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項。⑦災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項。⑨の(ii)使用者は、必要がある場合においては賃金、安全及び衛生又は災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事につ

いては各々別に規則を定めることができる。

同法第12章雑則において次のことを規定している。

- ・第110条報告の義務で使用者又は労働者はこの法律の施行に関して、行政官庁又は労働基準監督官から要求のあった場合においては遅滞なく必要な事項について報告し、又は出頭しなければならない。

(iii) 消防関係

消防法では次のように規定している。(必要な条項のみを抜粋する)

- ・法第10条「危険物の貯蔵及び取扱の制限等」では、指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し又は取り扱う場合は、この限りでない。

②別表に掲げる品名を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の品名ごとの数量をそれぞれの指定数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱っているものとみなす。

③製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

④製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

(薬品器材等格納施設に関係がある)

- ・法第11条「製造所等の設置、変更等」では、製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、消防本部及び消防署を置く市町村の区域にあっては当該市町村長、消防本部長及び消防署を置かない市町村の区域にあっては当該区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

(格納施設に関係あり)

③第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(格納施設関係あり)

- ・法第11条の2「貯蔵又は取扱う危険物の種類又は数量変更の届出」では、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しないで、当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し又は取り扱う危険物の種類又は数質を変更しようとする者は、変更しようとする日の10日前までに、その旨を市町村長等に届け出なければならない。
- ・法第11条の3「貯蔵又は取扱に関する命令」では、市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所に

においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第10条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

- 法第12条「製造所等の維持、管理」では、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

②市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者に対し、技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(格納施設に関係あり)

- 法第12条の2「使用の停止」では、市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の1に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。

1. 第11条第1項の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。
2. 第11条第3項に規定する完成検査を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。
3. 第11条の3つの規定による命令に違反したとき。
4. 第12条第2項の規定による命令に違反したとき。
5. 第13条第1項の規定に違反したとき。

(格納施設に関係あり)

- 法第13条「危険物取扱主任者」では、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、危険物取扱主任者免状の交付を受けている者のうちから、危険物取扱主任者を定め、命令で定めるところにより、危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならない。

②製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、前項の規定により危険物取扱主任者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

③製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱主任者以外の者は、危険物取扱主任者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

- 法第13条の2「危険物取扱主任者免状」では、危険物取扱者免状は、都道府県知事の行う試験に合格したものに交付され、甲種、乙種の2種類とし、免許の種類に応じて危険物取扱に関して保安の監督のできる範囲が定められている。(要点抜粋)
- 法第13条の3「危険物取扱主任者試験」では、危険物取扱主任者試験は、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行う。

②危険物取扱主任者試験の種類は、甲種危険物取扱主任者試験及び乙種危険物取扱主任者試験とする。

③次の各号の1に該当する者は、甲種危険物取扱主任者試験を受けることができる。

(一) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学若しくは高等専門学校において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で、6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの。

(二) 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験を有するもの。

④6月以上危険物取扱の実務経験を有する者は、乙種危険物取扱主任者試験を受けることができる。

⑤前4項に規定するものの外、危険物取扱主任者試験の試験科目、受験手続きその他試験の実施細目は、命令で定める。

この危険物取扱主任者試験については、厚生関係で記した毒物劇物取扱者試験を併せて参考にされたい。

・法第14条の2「予防規定」では、政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、予防規定を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

②市町村長等は、予防規定が、第10条第3項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適当でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

③市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規定の変更を命ずることができる。

・法第16条「危険物の運搬」では、危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

・法第16条の5「災害防止のための措置命令」では、市町村長等は、第10条第1項ただし書の承認又は第11条、第1項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(参考)

危険物の倍数計算の方法

$$\frac{A \text{ の貯蔵量}}{A \text{ の指定数量}} + \frac{B \text{ の貯蔵量}}{B \text{ の指定数量}} + \frac{C \text{ の貯蔵量}}{C \text{ の指定数量}} = \text{倍数}$$

消防法は関係する法令が非常に多くよく検討して知っておかねばならない。ここには法律だけ記して政令は省略したが、必要の場合には施行令も参照されたい。

(別表) (抜粋)

類 別	品 名	数 量	
第 4 類	第一石油類 (引火点21℃未満のもの) 例 石油, ガソリン, タール軽油 ベンゾール, トルオール等	100ℓ	
	アルコール類	200ℓ	
	クロールベンゾール	300ℓ	
	第二石油類 (21℃～70℃のもの) 例 灯油, 軽油, ディーゼル油 キシロール, タール中油等	500ℓ	
	テレピン油	2,000ℓ	
	第三石油類 (70℃以上のもの) 例 重油, 潤滑油 クレオソート油等のタール 油類, その他		
	動植物油類	3,000ℓ	

(備考) 石油類とは、原油、原油分りゅう及び分解製品、天然ガスの分離製品、けつ岩油、石炭液化油、タール類、タール類分りゅう製品その他これに類する油類で常温で液状となるものをいう（常温で液状となるその他の引火性物品を含む）。引火点測定器を用いてその引火点によって表記のように第1、第2、第3石油類と分類している。

この関係の危害防止についてはすべて法律で規制され、安全を確保するように厳しく法で規定されているから、前記した法の精神をよくくみ取って、できる限りこれを守ることが危害の防止にもつながってくるのである。

特にしるあり防除の薬剤は、薬剤自体の薬害と、使用する溶剤による建築物の災害もおこり得るので、それに対する注意も大いに必要である。

以上の点は危害防止の基本的事項であるが、さらに次の点に対する注意も肝要である。

(1) 作業員、居住者の安全

防除にあたっては、居住者、近隣居住者はもちろん作業員の安全には常に注意する。

それには防除処理仕様書と使用薬剤の性質を熟知していなければならない。

(2) 薬剤の性質

使用薬剤が特に異常な臭気を発生するものについては、使用個所を考慮して避けるか居住者によく薬剤の性質を説明しておく。

(3) 使用後の薬剤の取扱

(i) 作業終了後には使用した薬剤を放置することなく貯蔵所に完全に保管しておく。

(ii) 使用後、作業衣を河川で洗ったり、その洗水および薬剤を河川または溝などに流さないこと、それから穴を掘って埋め、井戸などの付近で行わないようにする。

- (iii) 薬剤は、立木や草花などにかかると薬害をおこすから注意する。
- (4) 作業時の天候
 - くん蒸処理はもちろんであるが、くん蒸以外の駆除処理および予防処理も強風、雨天の日は作業をできるだけ避けたほうがよい。
- (5) 専用の用具
 - 作業時に使用する作業衣、保護具類など一切の用具は各自専用のものを定めておき、使用前によく点検する。
- (6) 防護マスク
 - 床組材、小屋組材などの部材の処理作業には防護マスクを使用する。
- (7) 健康管理
 - (i) 作業者に健康上の異状があればすみやかに医師の診断の処置をとる。
 - (ii) 作業者は保健衛生の見地より定期的に健康診断を受けることが望ましい。
- (8) 労働安全衛生法第14条の作業主任者の選任について
 - しるあり防除処理に際し使用する協会認定防除薬剤中に「労働安全衛生法施行令」第6条に定める別表第3記載の特定化学物質（PCP 1%以上その他）入っている薬剤を使用する場合は、昭和52年4月1日以降労働安全衛生法第14条に定める作業主任者の選任が義務化された。しかも作業主任者は防除処理班単位の各1名必要となるので企業規模に応じ人員の選任が必要である。
 - 使用薬剤中に指定の特定化学物質が入っているかどうかを確認、作業員選任の必要の有無を検討の上必要の向きはこれら選任方御配慮すること。
 - 関係法令は次のとおりである。

労働安全衛生法（抜粋）

（目 的）

- 第1条 この法律は労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

（作業主任者）

- 第14条 事業者は高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは、都道府県労働基準局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任

し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(就業制限)

第61条 事業者はクレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働基準局長の指定する者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者、その他労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはならない。

(技能講習)

第76条 第14条又は第61条第1項の技能講習（以下「技能講習」という）は労働省令で定める区分ごとに、学科講習又は実技講習によって行う。

2. 技能講習を行った者は当該技能講習を修了した者に対し、労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。
3. 技能講習の受講資格、講習科目及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は労働省令で定める。

第12章 罰 則

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

1. 第14条……………の規定に違反した者

労働安全衛生法施行令（抜すい）

（作業主任者を選任すべき作業）

第 6 条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

別表 3 第に掲げる特定化学物質等を製造し、又は取扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く）

付 則

（施行期日）

第 1 条 この政令は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（作業主任者に関する経過措置）

第 2 条 事業者は、次に掲げる作業については、昭和52年 3 月31日までの間は、これらの作業の作業主任者を選任することを要しない。

3. 第 6 条第 8 号、第18号又は第21号に掲げる作業。

別表第 3 特定化学物質等

1. 第 1 類物質

1. ジクロロベンジン及びその塩
2. アルファーナフチルアミン及びその塩
3. 塩素化ビフェニル（別名 P C B）
4. オルトトリジン及びその塩
5. ビアニンジン及びその塩
6. ベリリウム及びその化合物
7. 1 から 6 までに掲げる物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量の 3 パーセントを超えて含有するものに限る。）

2. 第 2 類物質

1. アクリルアミド
2. アクリルニトリル
3. アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
4. 石 綿
5. エチレンイミン
6. 塩化ビニル
7. 塩 素
8. オーラミン
9. オルトフタロジニトリル
10. カドミウム及びその化合物

11. クロム酸及びその塩
12. クロロメチルメチルエーテル
13. 五酸化バナジウム
14. コールタール
15. 三酸化砒素
16. シアン化カリウム
17. シアン化水素
18. シアン化ナトリウム
19. 3・3-ジクロロ4-4-シアミノジフェニルメタン
20. 臭化メチル
21. 重クロム酸及びその塩
22. 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）
23. トリレンジイソミアネート
24. ニッケルカルボール
25. ニトログリコール
26. パラジメチルアミノアベンゼン
27. パラーニトロクロルベンゼン
28. 弗化水素
29. ベータプロピオラクトン
30. ベンゼン
31. ベンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩
32. マゼンタ
33. マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く）
34. 沃化メチル
35. 硫化水素
36. 硫酸ジメチル
37. 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で労働省令で定めるもの。

3. 第3類物質

1. アンモニア
2. 一酸化炭素
3. 塩化水素
4. 硝酸
5. 二酸化硫黄
6. フェノール
7. ホスゲン

- 8. ホルムアルデヒド
- 9. 硫酸
- 10. 1から9までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、労働省令で定めるもの。

労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号，
改正昭和49年5月21日第19号）

（作業主任者の選任）

第16条 法第14条の規定による作業主任者の選任は、別表第1の上欄に掲げる作業の区分に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行うものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

（別表第1）

	令第6条第18号の作業	
	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	
	特定化学物質等作業主任者	

労働安全衛生規則（労働省令第32号）

（作業主任者の職務の分担）

第17条 事業者は、別表第1の上欄に掲げるひとつの作業を同一の場所で行う場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

（作業主任者の氏名等の周知）

第18条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

(技能講習)

第78条 法第76条第項の労働省令で定める技能講習の区分は次のとおりとする。

14. 特定化学物質等作業主任者技能講習

(受講手続)

第80条 技能講習を受けようとする者は、技能講習受講申込書(様式第15号)を当該技能講習を行う都道府県労働基準局長又は指定教習機関に提出しなければならない。

(技能講習修了証の交付)

技能講習を行った都道府県労働基準局長又は指定教習機関は、当該講習を修了した者に対し、遅滞なく、技能講習修了証(様式第17号)を交付しなければならない。

(技能講習修了証の再交付又は書替え)

第82条 技能講習修了証の交付を受けた者で、当該技能講習に係る業についてのもの又はつこうとするものは、これを滅失し、又は損傷したときは、技能講習修了証再交付申込書(様式第18号)を技能講習修了証の交付を受けた都道府県労働基準局長又は指定教習機関に提出し、技能講習修了証の再交付を受けなければならない。

2. 前項に規定する者は、本籍又は氏名を変更したときは、技能講習修了証書替申込書(様式第18号)を技能講習修了証の交付を受けた都道府県労働基準局長又は指定教習機関に提出し、技能講習修了証の書替えを受けなければならない。

(別紙)

1. 防除業者に係る労働安全衛生法施行令の要旨

本法は職場等における労働者の健康と安全の確保を図ることを目的としており、(従って農薬に同法を適用する場合、よくなじまない点もある。)雇用されている防除作業員が特定化学物質のうち、農薬に該当する物質、即ちシアン化水素・臭化メチル・PCP及びマンガンを含む化合物(1%以下は除く)＝マンネブ・マンゼブ、これらの混合剤の製剤を取り扱う場合(但し、包装のまま取り扱う場合は除く、あくまでも散布作業等薬剤に暴露されるおそれのある場合である。)は雇用して作業を行なわせている事業所ごとに作業主任者を置かなければならない。

作業主任者の資格は、「特定化学物質等作業主任者技能講習」を受講して取ることになっているが、別添、中央労働災害防止協会の実施要領等の資料を参考されたい。

その他、同法の詳しいことは最寄りの基準監督署又は上記防止協会に問い合わせること。

2. 作業主任者を選任しなければならない防除業者の範囲

雇用関係のある事業所のうち本施行令別表第3「特定化学物質(内農薬関係では、PCP、シアン化水素(青酸)、臭化メチル、マンネブ、マンゼブ、及びその混合剤)」を取り扱う者であって、農業協同組合及び森林組合等も含む。

但し、雇用関係のない個人の事業所及び雇用関係があっても、被雇用者が防除作業に従事せず、雇用者が自ら防除作業に従事する事業所にあつては、作業主任者を置かなくとも上記特化物を取り扱うことができる。

3. 作業主任者の選任

作業主任者は当該作業に従事する労働者を直接指揮監督ができる事業場ごとにおこななければならない。

従って、農業協同組合及び森林組合等にあつては、末端の組合事業所ごとに、又支店、出張所のある会社にあつてはその末端事業所ごとにおくこととする。

4. 作業主任者資格の取得

作業主任者の資格は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う特定化学物質等作業主任

(詳しくは中央労働災害防止協会の「特定化学物質等作業主任者技能講習の実施要領」に拠りたい。)

5. 作業主任者に関する経過措置

昭和52年3月31日までの間は、作業主任者を選任することは要しない。(従って、昭和52年4月1日以降は、PCP、シアン化水素、臭化メチル、マンガンを含む化合物(1%以下は除く)を取り扱う者は、作業主任者をもその事業所ごとにおこななければならない。)

IV 事務所(営業所)の整備基準

(1) 営業所

本社事務所、出先営業所を問わず営業活動をする事務所について適用する。

- 基準
- ・専任の防除士を置くこと
 - ・所定の事務所があること
 - ・明確な看板で表示すること
 - ・電話を設置すること
 - ・無人としないこと
 - ・次の備品を常置すること

a 防除士認定証(掲額)

正会員(しろあり防除処理業者)登録証

企業者登録表示板

b 説明資料

業務経歴書

施工実例

説明用図面及び模型

配布用印刷物

業務報酬の基準表

(別 添)

しろあり被害調査チェックリスト

項 目	チェック項目 (該当事項に○印を付す)
1. 調査施行日時	昭和 年 月 日
2. 建物所在地	(県)市 町
3. 建物の種類	①住宅 ②店舗 ③事務所 ④倉庫 ⑤浴場 ⑥学校その他
(1) 建築年	①明治 年頃 ②大正 年頃 ③昭和 年頃
(2) 面積	m ²
(3) 構造	①木造 外壁構造 ②ブロック造 ③鉄筋コンクリート造
(4) 階建	①1階 ②2階 ③その他
(5) 屋根	①瓦 ②トタン ③わら ④その他
(6) 基礎	①布コンクリート ②石 ③ブロック ④なし
(7) 基礎高	cm
(8) 床高	cm
(9) 土台柱断面寸法	①11.55cm以下 ②11.55cm以上
(10) 門・塀・垣根	①木造 ②ブロック造 ③コンクリート造 ④鉄製
4. 保守状況	
(1) 屋根の雨漏り	①あり ②なし
(2) 雨といの状況	①大破損 ②中破損 ③小破損 ④破損せず
(3) 外壁面の状況	①大破損 ②中破損 ③小破損 ④破損せず
(4) 門塀の状況	①大破損 ②中破損 ③小破損 ④破損せず
5. 被害状況	
(1) 被害箇所床下	①土台 ②床つか ③大引 ④根太
(2) 床面	①床板 ②しきい ③その他
(3) 壁体面	①柱 ②まど台 ③ラス下地板 ④どうざし ⑤その他
(4) 小屋組	①あり ②なし
(5) 被害箇所の腐朽状況	①あり ②なし
6. 庭木類状況	切株 有無 被害 有無
7. しろあり状況	
(1) 種類	①イエシロアリ ②ヤマトシロアリ ③その他
(2) 巣の所在	①屋内 ②屋外 ③壁体内
(3) 巣の場所	①風呂場 ②台所 ③洗面所 ④玄関 ⑤その他
(4) 巣の位置	①土台の下 ②柱の中 ③梁の中 ④壁の中 ⑤土間 ⑥その他
(5) 巣の大きさ	①25cm以下 ②26~50cm ③50~100cm ④100cm以上

しろあり被害調査要領

(参考 1)

調査にあたり、最も大切なことは、先方に好感をもたれるように言動に注意し、あくまでも不安感や、いやな感じを持たれないようにすることである。

1. 挨拶

- (イ) 所属会社名及び防除士資格氏名。
- (ロ) 調査依頼のありかたで、その旨を述べる。

2. 建物の周囲調査

挨拶が終わってからすぐ建物の内部に入るには、それぞれの家主に事情があるのでさしひかえる。その時間の間を持たせるため外廻りの調査に当る。

- (イ) 建物の周囲を調べるに当り、先方の了解を求める。
- (ロ) 切株の有無及び被害状況、しろありの種類。
- (ハ) 立木、木柵等の調査。
- (ニ) 附近の建物も、礼を欠くことのないように状況判断をすること。
- (ホ) 建物の構造及び床高換気孔及び推定年数並に管理状態。
- (ヘ) 地下水位、排水の良否、地形、土質及び建物の方位、光源の方向。
- (ト) 建物の玄関、風呂場、炊事場の出入口及び窓枠を調べ、外部に表われている被害の程度を推定し、且つ建物管理面での雨もり、樋の状態や腐朽との関連調査。

以上の事柄を調べるのには、少なく共2回は囲ることになる。大体の状況が判明するころには、家主も建物内部の整理が出来ているので、次は建物の内部の調査になる。

3. 建物内部調査

まず、家主に雑談をする、そのころになると、安心感が出てくるので先方と話しを合せ乍ら、しろありの種類別の説明をして、管理状態を聴くこと。この段階で住所、氏名、電話の確認をする。

- (イ) 最初に被害を発見された位置。
- (ロ) 羽蟻が飛び出した位置及びその時期、時間、おおよその数、羽蟻（特にイエシロアリ）が羽で落すまでの時間的経過、羽蟻が飛んで来た時の風の方向、（巣の位置を知ることが出来る）
- (ハ) しろありの種類が判明したら、以前の防除工事の有無を知ること。
- (ホ) 地形の問題が出てくる。イエシロアリの場合は、埋立地かどうかで、特に注意を要するのは10年程度の状況を知っておくことが必要になってくる。基礎杭の問題もある。建築年月日。
- (ヘ) その他、外廻りの状況を判断して問審が終った段階より平面図を取る。

4. 平面図を作成

建物の使用材料等を記入し、各室の温度、湿度の環境を計算し、灯火の位置及び光の照射状態を調べ、壁の構造を知り、雨もりの有無をたしかめ、屋内給排水管の配置も被害に関連してくるので重要な問題である。

5. 屋内調査

炊事場，風呂場，玄関内側等水を使用する部分の室内からの調査をする。これは床下及び小屋組の調査に必要なことである。又，外廻り調査との関連性と合せて考えておくことである。

6. 床下部分の調査

床下の湿度は外見上と異なることが多い。従って外廻りで調べた換気孔の状況を調べてあるものと比較して考えなければならない。又，床下での作業性かどうかを調べる。

- (イ) 床高や清掃の状態及び基礎の形状によって，床下全面を調べられるかどうか。
- (ロ) 使用材料の腐朽状態はどうか，材料の種類を調べる。
- (ハ) しろありの種類はどの種か，（外廻り調査と間審の調査や屋内調査等で判明していることと，実際床下部分に棲息している虫との関連）
- (ニ) 蟻道の方向性とその数及び大，中，小の比較。
- (ホ) 特に屋外向調査と屋内調査との関連を重視するが，風呂場，炊事場，便所並びに出入口に近い部分は入念な調査を必要とする。
- (ヘ) 換算度の調査及び取替えを要する部分の記入。
- (ト) 床下給排水管の状態の良否調査。

7. 小屋組調査

- (イ) 使用材料及び構造調査。
- (ロ) 雨漏りの調査。
- (ハ) 被害状況調査（損害度）
- (ニ) 特にどの部分が損害が大きいか，又，その範囲調査。
- (ホ) 調査時に感じる湿度，温度，（イエシロアリの場合は湿度を感じる）
- (ヘ) ヤマトシロアリの場合は妻梁及び軒先部分，風呂場，炊事場，便所の上になる部材は特に注意を要する。

8. 被害状況報告

総合的な被害の状況や取替え部分の説明と，しろありの種類，習性，行動範囲等について，先方が納得するよう具体的に理解されるよう好意的に説明する。次いで見積書は後日郵便で送付する旨伝えておく。（又は持参）

9. 見積書

種々の記入方法があるが，要は見積内訳が理解できるような構成でなければならない。

- (イ) 件名 (ロ) 住所氏名 (ハ) m²数 (ニ) 人件費 (ホ) 薬品名及び使用量
- (ヘ) 機具損料 (ト) 消耗品費 (チ) 諸役務費 (リ) 諸経費等

10. 調査費請求

調査依頼を受けた時点で，調査費用の説明をしておく必要があり，m²当りの単価を作っておくこと。

11. 挨拶

丁重に挨拶する。



しろあり調査結果書

調査年月日 昭和 年 月 日

建築物 所 在
名 称
所有者
依頼者

ご依頼により上記建築物及び敷地について
調査した結果は次の通りであります。

昭和 年 月 日

調査者 防除士 号
氏 名

(業 者 名)

昭和 年 月 日 しろあり相談聴取書 (業 者 名)										
来訪者	氏 名			世帯主			(続柄)			
	住 所			管理者			電 話			
建物の概要	所在名称						過去の子防、駆除歴 Y N			
	構	外壁					業者名			
		内壁						施工の概要	約 年前 子防 駆除 土壌処理	
	造	基礎	種類	高さ		cm				
相談の動機	有翅虫を見たか Y N	日時	月 日 時頃	月 日 時頃	隣家でしろありの話を聞いたか Y N					
		場所								
		状況			有翅虫					
	個体を見たか Y N	日時	月 日 頃	月 日 頃	個体					
		場所			被害					
		状況			子防、駆除					
その他										
建物の異状の有無 Y N	外観				壁					
	雨もり				土間					
梁				床下						
柱、窓枠				家具						
床				畳下						
建具				その他(樹木、工作物)						

仕様書講座〔Ⅱ〕

森 本 博

——最近の業者の道義心の反省——

防火の第一線に立って火を消さねばならないそれが本務の消防士が、自分で放火して廻って、自分が火災を第一番に発見したと報告して、消防の第一線で働いていて、あまりにも手際がよいので、不審がられて、とっつかまった消防士の事件が最近の新聞紙上に報ぜられていた。本人は勢よく炎上している建物を消火することに快感を感じていたということである。まったく馬鹿げた話であるが、これではわれわれは安心して彼らに消防の第一線の業務を任すことができるのかという心配が生じてくるのであるが、こんな不心得の輩は、自分の身命を擲って、職務に励んでいる大多数の消防士にとっては、彼らの風上にもおけない奴である。一人の同業者の不埒な行為が、その業界の名誉を失墜することたるや莫大なものである。また、過去の新聞には、屋根工事をやるのに、瓦にシックイを塗るだけで簡単に工事を終えて、不当に多くの手間賃をとっていた屋根工事屋が警察にあげられたことが報ぜられていた。

これらの事件と同じことが、残念ながら、埼玉県大宮市と春日部市の両市でわがしろあり防除士の業界からおこって、最近の新聞紙を大きく賑わした「しろあり駆除の詐欺」の不祥事件がある。しろあり被害の調査を行なうときに、しろありの被害を受けた木材を床下に持ち込んで、建物が被害を受けているから、駆除したほうがよいという、一般のしろありに対する無知につけ込んだ悪どい商法である。最近におけるショッキングな事件で、許すべからざる悪徳行為である。大多数の善良な防除士の面汚しで、はやなんとも面目のない事件で、防除士の名誉失墜はきわめて大なるものがある。被害のない建物に処理を強要してやら

すのであるから、建物を主体にして考えた実際の結果面からみると、かえってプラスになるから、この点では問題は別になるが、その行為からいえば、これは被害を受けている建物の防除を手を抜いて簡単にやってのけることよりさらに数等も悪質な行為である。これはまさに仕様書以前の問題で、商業道徳も地に墜ちた末世の感のする事件である。内容の悪質さの点については、前の消防士の放火事件は、実際に受ける火災の被害があり、後のしろあり事件は、被害を受けていない建物を被害建物と称して防除するのであるから、予防になってよいではないかということにもなるが、こんな論理は成り立たない。要は道義心の問題であり、その欠如がかかる問題を引きおこしたのである。新聞の報道も一部妥当性を欠き、行きすぎた点はある。それは、「自社の倉庫のなかに被害木を持ち込んで、水をかけながら養殖していたという」ということを大々的に掲げているが、これは駆除業者ならば、それも仕事および研究に熱心な防除業者ならば、研究目的のためか、または展示の意味でよくやっていることであって、これをもって一般に防除業者は、それを床下に持ち込むために飼育しているのだと思われたら、これもまたとんでもないことである。日本しろあり対策協会も、われわれも、この点に関する限りは大いに弁明してやらねばならない。これらの点も今後はよく一般や新聞屋に注意しておかないと、しろあり業者は「しろありを養殖している」といった間違った報道をされることになるのである。

建築ではよく工事の手を抜くということが行なわれる。その筆頭は最近とみに信用のないプレハブ建築の手抜きによる欠陥住宅、モルタル壁や壁材料の剥落から、特に最近の変った事例としては、これは目茶苦茶な欠陥建物であるが、それは、

日本住宅公団のある団地の中層分譲住宅の例で、設計ではバルコニーの壁の内部に配筋してあるはずの横鉄筋が1本も入っていなかったという事件である。公団住宅のバルコニーについている仕切りの壁は、火災時などの緊急時の避難のため、普通はハンマーで容易に割れるせっこう質材料であるが、この建物のバルコニーは各階とも6世帯を通じてつながっており、構造上バルコニーを安定さすために、途中2カ所にバルコニーの柵と同じ高さの腰壁（隔壁）を建物と直角にとりつけており、その横鉄筋は建物の本体とつながり、バルコニーを引き上げる「逆張り」の働きをするものである。このバルコニーを支える役目をする仕切りの腰壁（高さ約130cm、厚さ14cm）に鉄筋が入っていないという事件で、こんな重大な場所の手抜き的事实もあるのである。また、9分どおりできあがったビルの生コンクリートの強度不足のために、全面とりこわしという珍欠陥、さらには、マンションは階上には内部からは延焼しない構造であるはずなのに、床の部分に穴があいていて、これがエントツの役目をして、次々と延焼していった火災例がある。これは明らかに建築基準法違反（政令第112条防火区画）の欠陥マンションである。事故がおこってからでなければわからないとは困ったことであるが、やはりこれも工事の施工不良による道義心の問題である。

さて、読者の皆さん、建築には各種各様のいろいろの悪質な工事や手抜きの工事があるが、いずれを最も悪質なものと感じられるや。「ああ、そんな悪質な工事があるのか。それなら、直接には建物に被害はなく、かえってしろありの被害のない建物に防除工事をするのだから、これが一番罪のない悪質だ」、結果論から判断すれば、なるほどそうなるかもしれないが、そんなことはゆめゆめ思わないでもらいたいものである。

——しろありの防除と被害調査の問題——

しろありの防除をするための最初的手段としては、まず、被害を受けているか否かの調査をしなければならぬ。今回おこったしろあり駆除の詐欺事件も、調査の段階で、しろありの被害を受けた角材を持ち込んで被害建物と思い込ませて、一

般のしろあり知識に対する弱点をついた悪徳行為である。なお悪いことは、この悪徳漢は、「しろありを持ち込むのは、業界のいわば常識だ」と放言していることである。新聞屋の勇み足ではないと思うが、なんということであろうか。この言は断じて許せない。防除処理をするための調査は必要であるが、現状では業界の被害調査は無料でやっていることが多いようである。これは間違いである。被害を調査するだけでも、一つの商行為であるから、堂々と調査料金を要求すべきである。なぜ料金を取らないのか、不思議でしようがない。被害調査は簡単にできるものではない。どちらかといえば、処理に要する時間よりも被害調査のほうが時間がかかるし、また、そうしてもらわないと、われわれが考えているような防除はできないのである。防除処理をしながら、被害箇所を発見して行って、処理をするという考え方ではいけない。調査は時間をかけて詳細に行なって経費の積算のできるはっきりとした調査書をだしておかねばならない。各地で行なっている防除処理を最近よく見学する機会がある。土壌処理は比較的行なわれていたが、土壌処理剤の使用量は、仕様書規定の量より少なすぎるようである。また、木材処理も適切に行なわれていないことが多い。防除処理仕様書をもっとよく研究して、手落ちのないような処理をしていただきたい。仕様書に対する理解が足りないと思うことがしばしばある。また、駆除処理と予防処理との区別がはっきりとするような処理も行なわれていないようである。最近にいたって、駆除処理よりも予防処理の量のほうが全体的にはるかに多くなってきたことはまことに喜ぶべき現象である。協会の努力の成果といえよう。

数年前までは予防などを行なう人はなく、一般の関心も薄く、被害を受けてから、あわてだす人が多かったのであるが、近頃ではまったくこれが逆の傾向になってきた。建物の保存に対して、一般の関心がアメリカ並みの考え方になってきたのである。この考え方を推進してきたのは、なんのたんのと特に最近になっては文句をいわれ、批判されてきてはいるが、建築基準法施行令第49条の外壁内部等の防腐措置等で規定している「構造

耐力上主要な部分（法でいう構造耐力上主要な部分とは、政令第1条用語の定義において規定されており、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材「筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するものをいう。」、床版、屋根版又は横架材「はり、けた、その他これらに類するものをいう。」で、建築物の自重、若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧、若しくは水圧、又は地震、その他の震動、若しくは衝撃をささえるものをいう。が、第49条で規定しているのは、そのうちの柱、筋かい、土台の3部材だけをとりあげている。）である柱、筋かい、および土台のうち、地面から1メートル以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろあり、その他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない」という規定のおかげであることは確かである。ただし、この規定が強力に適用されているのは、その前半の防腐措置を講ずるという規定で、後半のしろありに対する措置は「必要に応じて」と従的な考え方になっているので、新築時に処理するのは、建築物の防腐処理の目的のために行なわれていることのほうが現在でも多く、その処理に使用されている薬剤が、防腐薬剤ではなくて、防腐、防ぎの効果のある薬剤であるのである。使用する薬剤が防腐効果だけでなく、防ぎ効果もある薬剤の使用されていることは非常によいことで、協会が規定している予防剤が防ぎ、防腐の両方の効果のある薬剤を認定しているのもこの目的のためである。これに関連した問題が51年10月29日付で中国支部長より協会に提起されているので、これについては後記する。

本協会より建設省に要望事項として提出している政令改正案も、第49条の「防腐剤」を「防腐、防ぎ剤」の考え方で「有効な防腐のための措置」をするように申し出ている。現在の政令第49条は昭和45年政令の改正で改訂になったものであるが、その以前には、「木造の外壁の全部又は一部が鉄網モルタル塗、張り石造、その他軸組が腐りやすい構造である場合においては、その部分の地下に防水紙を使用し、かつ、地面から1メートル以内にある部分の柱、筋かいおよび土台には、防腐剤を塗布しなければならない。ただし、これと

同等以上の効果を有する防腐のための措置を講じた場合においては、この限りでない。」と規定しており、さらに、それ以前の昭和34年の政令改正前までは、薬剤は「防腐剤」という呼び方ではなく「クレオソート油、その他これと同等以上の効果のある薬剤」という考え方になっていた。これは建築基準法が作成された昭和25年5月24日より政令第7次改正になるまでの昭和34年12月23日まで続いたのである。建築基準法における薬剤のとりあげ方の変遷は、このように「クレオソート油、その他これと同等以上の効力のある薬剤から、防腐剤、さらには有効な防腐措置」となって、現在では薬剤規定はなにもしていない。さて、この有効な防腐措置ということであるが、いかなる意味に解するかが問題である。いうことはやさしいが実際に施工することは、非常にむずかしいことである。有効な防腐措置が施してあれば、当然腐朽はしないはずである。防腐剤で処理するようになっているのではないから、効果があれば、薬剤を使用しなくても、構造面より考慮した方法も、このなかには含まれる。場合によっては、木材の薬剤処理と構造的な方法の両方の併用も行ないうることになる。わが国は南北に長い地形であるために、気象条件は非常に各地で異なっている。その地域性の相違は当然に考慮しなければならないから、基準法で一律に一定の方法を規定するわけにはいかないこともある。したがって、地方条例によって、その地域に合致した方法の確立も必要である。地方条例が非常によくその地方の情勢に合わせて検討されて規定されるならば、政令でいっている「有効な防腐措置」という規定のしかたはきわめてうまい規定方法だと思う。しかし、地方条例がその意を体して作成されてはいない現状では、大きな問題が残っている。地方条例でこの第49条に関する条例の作られている県は、九州全県、四国全県、山口県および沖縄県の13県だけであることと、それも沖縄県を除けば、規定はされていても、その地方の特殊性はなにも考慮されていない。沖縄県だけはさすがにわが国では高温多湿という建物の保存の条件に最悪の地域であるということから、基準法のレベルよりはるかに高いところに基準線が設けられている。沖縄県当局行

政官の努力がうかがえる。特に中層集合住宅の1階の床束の高さが1メートルもあるのには、地域特性がよく考慮された措置だといえよう。なお、この地方条例については本誌 No.25 で、「ツー・バイ・フォー工法の耐久性増進対策と工法上の問題点」のなかで各県条例を説明して、比較検討しておいたので参照していただきたい。

——しろあり被害調査はいかにするか——

しろありの被害調査方法は、その調査目的によって調査方法も大きく異なってくるが、ここでは防除仕様書と結びついた防除するために必要な調査の場合について記す。これで一番重要なことは防除経費が積算できるような資料が調査されていなければならないことである。積算書を作成するためには、被害を受けている箇所と受けていない箇所とを明確に把握することから始まる。処理を要する箇所の部材の量、また、土壌処理する箇所の面積を最初に求めねばならない。さらには、しろあり被害だけではなく、腐朽による木材の被害とウエザリングによる木材の被害も併せて調査をしなければならない。しろあり防除はしろありの被害だけの防除と割りきって腐朽は関知せずというわけにはいかない。処理に当たっては、現状ではまだこの両方が別々に考えられているようであるが、しろありの防除といい、防腐対策といい、いずれも建物の耐久性に対する増進対策であるから、両者は一体になって初めてその目的が達せられるのであるから切り離して考えてはいけぬ。そのためにこそ、本会が規定している仕様書では、防除薬剤には駆除薬剤と予防薬剤とを設け、予防薬剤としての効果を防ぎと防腐の両方の効果のあるものを使用するようにしている。そういう薬剤を予防薬剤として認定している。したがって、この予防薬剤が政令第49条で使用される薬剤となれば、現行の政令の防腐剤よりははるかに効果的で、建物の耐久性の増進対策になるのである。そのため本協会より建設省に要望している第49条の改正案には、現行のように防腐剤というのではなく、防腐、防ぎ剤としてあるのである。現行規定の「有効な防腐措置」は、ヤマトシロアリの被害防除には幾分は効果はあるが、これだけで

はしろあり被害の問題は解決されず、これでは防ぎのことは考えられていないも同然といつてよい。

仕様書では、駆除する場合でも、木材処理と土壌処理とを併用して防除効果をあげる規定にしておき、さらには、駆除したあとは予防処理をしておくことを原則としている。これはしろあり駆除しただけでは、その薬剤の性質上、しろありは死滅しても、また後日被害を受ける可能性のあることと、さらに防腐の必要のあることから予防処理をするように規定しているのである。以上の防除処理をするために行なう被害調査であるから、調査には当然相当の時間がかかるので、積算するための調査は無料でできるような簡単なものであるはずではない。また断じてそうあってはならない。調査費用、処理費用として当然に調査費は切り離して要求しなければならないが、現状ではそうやってはいないし、調査にも費用をとるほどの調査をしていない。人間の健康診断があるように、建物も定期的に保存度の診断を行なう必要がある。そういう職業があってもよいと思っている。

本協会が発行（1976，11）している「しろあり防除処理業務基準」で、しろあり被害調査表とその要領が記載されているが、積算するためだけの調査ならば、これだけの事項について調査する必要はない。ただし、各事項の内容については詳細に調査しないと処理方法をいかなる方法で行なうかの決定ができない。積算するための調査は、その目的に合致した方法が要求される。積算に必要な最少限度の事項は、次のことが明確に分らねばならない。

(1) 建築物

(i) 建坪

処理の基準になるもので、建物の平面図および建坪（建物が占めている土地の坪数）は土壌処理の算定に必要である。これはすべての基準になるから、正確に求めなければならない。その際に方位と建物周囲の状況なども記載しておく。

(ii) 構造

建物の構造のことで、木造、ブロック造、鉄筋コンクリート造などの区別で、これらの併用の場合には、その別を明らかにしておく。木造の場合

には、さらに外壁の構造、すなわち、外壁板張り（材料の種類）か、モルタル塗りかの区別。外壁の材料の種類、外壁が大壁か真壁かの区別。被害箇所が建物の上部にまでおよぶときには、特にこの区別が必要になってくる。

(iii) 階 数

木造ならば、平屋か2階建てか、その他の場合には、その高さを測定する。

(iv) 屋 根

屋根の種類がまず必要である。屋根の形は、わが国では非常に多く、その正式の呼び方は素人では困難であるが、簡単には陸屋根か、切妻屋根かの種類である。さらに、屋根材料の種類が瓦（焼き瓦、セメント瓦などの種類も必要）、スレート、トタン板、モルタルなどの種類である。

(v) 基 礎

種類が必要である。布コンクリート、石（特に大谷石の如き抱水性材料の軟石では明記する）、ブロック、独立基礎などの区別。基礎は建物の耐久性にきわめて重要な因子になる。基礎の全長、幅、高さも測定する。特に幅は土台の形状とに関連があって耐久性に大いに影響がある。基礎幅より土台幅のほうが小さい場合には、基礎の上面に雨水がたまり、その部分より土台の下面に雨水が侵入する原因になり、被害を促進さず大きな原因になる。土壌処理の場合の薬剤の使用量の算定基準にも必要となる。

(vi) 束石・床束

束石の箇所と種類、形状、床束の高さの測定。束石より床束を経て、被害は上方におよび、基礎より土台を経て、建物上部に被害がおよぶのと同じように、この束石の周囲は絶対的に土壌処理の必要な箇所である。その個数はひとつでも未処理でおくことはできない。

(vii) 床 高

基準法では床の高さは、従来の木構造の1尺5寸が基準になっているので、45cm以上を基準にしている。最近の構造では、各種の高さがある。

(viii) 土台・柱

特に最初に被害の対象になる部材は、土台と柱で、被害もこの部材には多いから、これらの断面寸法などの形状は必要である。土台の場合には、

その全長（これは布基礎の場合には長さで算定することができるが、独立基礎の場合には土台の全長の測定がいる。）、それらの材料の種類。

(ix) 建物付属施設

門、塀、垣根などの種類、たとえば、木造、ブロック造、コンクリート造、鉄製などの区別である。建物に侵入する際に最初に被害を受ける場所である。積算するときには、必ず必要になってくる。その構成材料も調査する。

(2) 保守状況

建物の保守状況は、しるあり被害には直接関係してくる事項ではあるが、防除処理をする場合には、直接には関係のあることではない。ただし、ある部分の保守状況の非常に悪い建物は、必ずまたその部分の部材が同じ被害を受けやすくなる（腐朽において特に然りである）ので、保守の悪い箇所は明らかに指摘しておいて、補修をするように働きかけねばならない。現在のしるあり防除業者には、この改修工事は無理であるが、もっと建築一般にわたって工事のできるようにしておくと、これからの防除士の仕事の分野も大きく開けてくるから望ましいことである。

(i) 屋根の雨漏り

屋根の雨漏りのある建物は、決定的に建物の寿命を低下さす原因になり、保守状況の最も悪い建物といえ、これである。屋根裏の被害だけに止まらず、小屋組、壁体内を流下して柱、土台など主要構造材料の被害を大にする原因になる。腐朽による被害も最大にするが、イェシロアリでは、これが水分の補給源になる。これをそのまま放置しておいて防除処理を行っても意味はないから、必ず改修することを怠ってはならない。

(ii) 雨といの破損

雨といの破損と横といの中に土砂、枯葉などがつまって、雨水が正常な流れ方をしない場合には、そこから流下する水のはね返りで土台の被害を引きおこす。縦といの破損は、壁体の表面を雨水が流下するので、内部の木部に被害を与える原因になる。外壁がモルタル塗りなどの塗り物工法の場合には、特に内部が危険になる。

(iii) 外 壁 面

外壁の材料が正常な状態であればよいが、そう

でなければ、内部の材料に被害を与える原因になる。モルタル塗りの防火構造であれば、モルタルの剥落、き裂、乾式材料を張り付けた構造であれば、その材料の破損の状態などを指摘しておく。

(3) 被害状況

積算には直接に関係のある事項であるから、詳細な調査の要がある。被害を受けている範囲を明らかにしておかねばならない。被害の状況によっては、そのまま処理してしまって被害を放置しておくとは危険な場合がある。これは保守状態で調査した事項とも併せて結論をだすようにしたい。特に土台と柱の接合部、筋かいと土台の接合部、はりおよび胴差と柱との接合部の被害の大なるときは危険であるから、よく注意して調査する必要がある。モルタル塗りなど大壁式構造の場合には、被害も受けやすいが、いったん被害を受けると、その被害速度も早く、モルタル壁だけの強度で保持されているような場合もあるので、特に注意しておく。筆者が当初から主張していた予言が的中して、大壁式のツー・バイ・フォー工法の土台の被害が建設後3年にして早や大きく現われて、騒いでいる現状を直視するがよい。それでもなおかつ現在の建設省の技術基準で施工しているかどうか。

(i) 床組の被害

土台、床束、大引、根太、床板、しきいなどが被害の対象になるが、このうち土台の場合は、内外にわたってよく調査し、被害部の程度はもちろん、被害部の範囲(長さ)もよく調査する。土台、床束はしろあり被害が建物の上部におよぶ拠点になる部材であるから、被害の予防の場合でも、絶対に手を抜くことのできない場所である。土壌処理とこれらの部分の部材が完全に処理されておれば、イエシロアリでも、ヤマトシロアリでも、例外論(異常な場合)は別にして、原則的にはまず被害を受けないものと思ってよい。仕様書では、この部分の処理は最大に重視して処理することを指導方針としている。ただし、鹿児島県の離島から、沖縄県全県に被害を与えているダイコクシロアリでは、これだけでは完全ではない。さらに広範囲に木部の予防処理の必要がある。現在規定されている協会の仕様書では、ダイコクシロアリは

対象外のものとなっているが、目下作業中の改訂される仕様書では、これの防除も考慮に入れることになっている。

(ii) 軸組の被害

柱および筋かいの被害の調査をよくする。胴差し、モルタル塗りのラス下地板などの被害も調査する。軸組の被害は、一般的には比較的調査しにくいので、被害の発見されないことがある。適当な方法で内部の調査をよくしておかないと、被害を大きくする危険性がある。軸組の内部で、給排水管の破損箇所は、付近の柱、土台、壁面を濡すのみならず、床下をも湿潤状態にするから、全般的に被害を受けやすくする。

(iii) 小屋組の被害

原則的にはイエシロアリとダイコクシロアリの被害であるが、ダイコクシロアリの被害は、この部分にはイエシロアリほど多くはない。ヤマトシロアリの被害はまずないと考えておいてもよい。小屋組の部材名は、一般の人には名称が困難であるから、一括して小屋組の被害として木材の積算をすればよい。

(iv) 腐朽との関連

頻繁に雨水をうける土台、柱、給排水管の破損箇所の付近の部材、開口部の雨仕舞の不備な箇所などは、すべて被害の原因になり、腐朽がまずおこる可能性のある部材である。ヤマトシロアリとの両方の被害の発生しやすい場所でもある。この部分の被害調査は、詳細に行なう必要がある。腐朽とぎ害の区別は明確に記しておくこと。

(4) 建物周辺の状況

主として樹木である。切株の被害は多いが、樹木の被害もある。その他、木杭の脚部分も被害の最初に現われる場所であるから、調査が必要である。

(5) しろあり

(i) 種類

ヤマトシロアリ、イエシロアリ、ダイコクシロアリの3種類で、わが国の建物被害は、これだけと考えてよい。この種類の調査をしないと、的確な対策は望めない。共存する場合もあるので、それによって対策が異なることに注意がいる。しろありの生態に対する知識がないと、処理はできな

い。

(iii) 生存の本拠

イエシロアリでは巣の場所であり、ヤマトシロアリ、ダイコクシロアリでは、その集団の生存している箇所である。主として土中、木材中などである。

以上の事項が調査時の手引きになり、処理費の積算時には必要な事項であるから、調査時の資料とされたい。

——仕様書での防ぎと防腐の考え方——

建物の耐久性の点から考えると、防ぎ処理だけでは完全でなく、防腐の面からも考慮しておかねばならない。そのために仕様書では予防の場合には、防腐の点も考えて、使用する薬剤は防ぎと防腐の効力のある薬剤を使用しなければならない規定になっている。この原則は必ず貫き通さねばならない。しろあり被害を受けた建物を駆除する場合でも、駆除するだけで終わることなく、その後で必ず予防処理をすることを建て前にして仕様書が作成されている。建築基準法での考え方は、木造建物の腐朽は、全国的問題だから、基準法で規定しておくが、しろあり被害は全国的ではなくて、地域的問題だから、被害のある地域は、地方条例で考慮すればよいという考え方である。この考え方は、最近では通用しない。それはしろあり被害が全国的になってきて、防腐と同じように全国的に検討しなければならない問題になってきたからである。また、政令第49条は、全国的に被害のあるヤマトシロアリの被害は、第49条で規定する処理をしておけば（建物の下部木材の処理）、ヤマトシロアリの被害は防げるだろうという考え方もはいつている。しかし、この方法ではヤマトシロアリの被害でも防げる処理方法ではないから、検討するよう機会あるごとにその必要性を強調してきた。建物の寿命が、最近では以前のように長年であることを要求しておらず、だいたいにおいて25～30年が要求される寿命となっている。基準法にも、この考え方が流れており、材料に要求される性能もそれぐらいであればよいと考えられている。この考え方には検討の要があるが、建物に対する要求度がきまれば、すべての材料はそれに

合致するように生産されることになる。一度建築したら、できるだけ寿命を長くということは、われわれの希望ではあるが、建築行政的な考え方からいえば、そうもまいらぬものとみえる。

最近本協会中国支部よりしろあり工事保証と薬剤についての問題が協会に提起されたが、これは仕様書とも関係の深い点があるから、筆者の見解を述べる。

(1) 工事保証について

防除工事では、新築、既設の建物で工事終了後一定期間の保障を求められ、施主に保障書を発行しているが、その期間を各国では、だいたい5ケ年としている。それは薬剤の種類や建物構造、生活様式等に関係があるので、各種の条件を加味して決定しなければならないと思うが、それを協会に決定してくれと、要望書の意味を解すると、不明瞭な部分もあるが、ざっとこんな要望内容ではないかと思う。

答 しろあり防除工事という「ほしょう」とは、いったいいかなることをいうのか。ほしょうには「保証」すなわち「だいじょうぶだ、確かだとうけあうことと、賠償の責任を負うこと」、これが保証の意義であるが、なにを確かでだいじょうぶだというのであろうか。防除工事をしたら、何年間は絶対に被害を受けることはないということと、被害を受けても絶対に何年間は再度工事を致すことが確かですというのか。さらに、ほしょうには「保償」、すなわち、防除処理して被害がないようにしますというほしょう。さらに、いまひとつは、「補償」、すなわち、損害、費用などを補いつぐなうというほしょうの3つがある。「5年間ほしょうする」ということは、5年間は絶対にしろありの被害を受けませんということを保証する場合と、5年以内に被害を受けたら、その処理費用は当方で補償することを保証しますという2つの場合をここでは問題とすべきであろう。しかし、この考え方には大きな相違がある。5年間と限らず、少なくとも何年間は絶対に被害を受けないというためには、しろありの種類に応じて、それ相当の処理がしてなければならないので、処理方法は仕様書の規定の処理方法から、それに合致するように防除士が適当に決定しなければならないの

が現状の仕様書の建て前である。これが実際に行なわれているのであろうか。また、未処理の部分から被害を受けた場合でも、当然保償しなければならない。しかし、被害がでたら、その処理費を補償するというならば、気分は非常に楽になる。業界ではこのいずれの考え方が採用されているのか。保証しますということは、一般の人は5年間は無被害と思っていると思う。しろありの生態と現在行なわれている処理の方法では、これには自信はない。ヤマトシロアリやイエシロアリでもさることながら、ダイコクシロアリは被害がでないということを保証することはまず完全に不可能なことは確かである。このしろありでも被害を受けやすいのは、だいたい柱と土台に多いが、完璧を期して保証しますといい切るならば、原則的には使用している木材を全部防ぎ処理しなければ、そういい切れないことである。したがって、ダイコクシロアリの場合には、保証期間中に再度発生したら無料で再処理でも再々処理でもしますということである。イエシロアリの場合でも、完全にでないことを保証することは困難で、期間内に発生したら、再処理をするという程度の保証でなければならない。しかし、この場合はまだダイコクシロアリと違って、土壌処理を仕様書にしたがって行ない、規定どおりの木材処理がしてあれば、期間内の保証はできようが、そのためには処理費がかさむことは当然である。3種のしろありのうちでは、ヤマトシロアリは生態的から、また被害の特性からいって、仕様書により処理すれば、比較的にいえば、自信をもって保証することができると思う。総じて、処理したら、何年間被害が発生しないということを断言することは、処理との関係からいって不可能に近く、発生したら、再処理をすることを保証すると考えておいたほうが無難である。一般の人は処理をしたのに、被害がでるようでは、処理に信用できないということになるだろうが、最初に処理をしなければ、被害はさらに大きくなるということで、そういう建物は、その構造上からは周囲の環境条件より被害を受けやすい建物であるということになる。処理費に制約を受ける以上、処理する範囲にも限度があるので、これは致し方のないことというべきであ

ろう。仕様書の建て前からいって、今後も保証期間の問題を何年と限定するつもりは、この意味からいって考えてはいない。

現在のやり方は、仕様書に処理方法が規定されていて、この規定を予算に合わせて、防除士が自分の行なう処理方法を決定して、自分の仕様書を作ることになっている。組み合わせにより最高度の処理をすれば、きわめて程度の高いものになるが、防除士のなかにもその組み合わせ方の分らない人が多いようである。現にそれに関連した質問を多く受けている。仕様書講座を開設した理由は、ここにある。現状の仕様書では、組み合わせが多くて複雑になるので、次回の仕様書改訂では、もっと単純化して、やりやすくするつもりであるが、この質問の主旨のように、薬剤の種類や建物構造の相違によって工事保証の年数を決定することは、かえって複雑になるから、そういうようには考えていない。現在では協会の認定薬剤には、性能の優劣はつけていない。薬剤の性能、性質上、保証期間を長くするという考えはなく、皆一様に同じに取り扱っている。薬剤は、薬剤そのものとしては効果はあっても、現状では処理方法とは結び付いていないので、今後は処理法と薬剤を結び付けて認定するにしなければならぬ。仕様書の改訂にも、それを入れていくつもりである。

(2) 住宅金融公庫の今年度の共通仕様書では、防腐の項に「クレオソート」の塗布使用になっているが、49年以前は防腐剤と明示されており、「クレオソート」と明示されると、一般には「クレオソート」を塗布すれば、公庫の検査合格と考えられ、防腐剤と明示された場合より後退した考えが一般にあるようであるが、基準法政令第49条の積極的解釈を望むという意見である。

答 前述したように、政令第49条の時代的変遷は、「クレオソート油、その他これと同等以上の効力のある薬剤」から「防腐剤」になり、現在の「有効な防腐措置」となっている。これについては、本誌 No. 26の「再び枠組壁工法の耐久性上の問題点について」で防ぎ・防腐と薬剤について防腐薬剤に対する考え方を詳細に説明したから、参照されたい。この質問にある防腐剤と規定された

よりクレオソート油と規定されたほうが一步後退ではないかという主旨には全く反対で、実際には処理が一般には塗布で行なわれているために、防腐剤でも、水溶性防腐剤が用いられ、これの塗布では効果の期待はできないから、それならば、まだクレオソート油の塗布のほうが防腐処理としては効果的ということがかなくなったのである。政令第49条で、使用する薬剤にも建設省は規定をしておらず、公庫でも防腐剤の規定をしていないから、昔ながらのクレオソート油になったので、現状の行政措置の怠慢の産物がクレオソート油になったのである。第49条の政令の改正要望案には、使用する薬剤は、油性か、油溶性の薬剤に改正してもらおうようにしている。水溶性薬剤の塗布では、効果に期待できないからである。基準法でも、有効な防腐措置とした理由は、防腐処理に使用する薬剤の規定がないからである。基準法で防腐剤と明

示する以上は、どんな性能のものかはっきりとしなければならないが、それが無いから（これについては、建設省告示で明示する必要があったのであるが、それがなされていないのは、防腐処理の推進に対し、行政上の積極性のないためである）、逃げの手で有効な防腐となったのである。さらに、防ぎ、防腐効果のある薬剤を規定することになれば、いっそう困難になって、試験方法の問題も含めて、建設省では手が付けられなくなる。そのために現状の有効な防腐措置というのは、旨い規定の方法だと感心する。

わが対策協会で認定している薬剤を使用するよというわけにはいかない。建設省で認定する薬剤でなければならないからである。ちょうど、防火材料で建設省が認定制度を採用しているが、あの方法でやればよいのである。

（職業訓練大学校教授・本協会理事・農博）

〈速報〉

- 〔I〕アメリカ乾材シロアリ東京都内に定着
〔II〕秦野市に発生したイエシロアリの巣の発掘

森 八 郎

- 〔I〕アメリカカンザイシロアリ（新和名）の都
内定着

アメリカ乾材シロアリ（The American common drywood termite）*Incisitermes minor*（HAGEN）が東京都内（江戸川区）に定着していることを確認したので、まことにショッキングなことではあるが、ここに速報として概略を述べる。

元来、このシロアリは熱帯原産で、アメリカのカリフォルニア・アリゾナ・北メキシコ地域で、建物に大害を及ぼしている有名な乾材シロアリであり、奄美大島以南に生息するわが国唯一の乾材シロアリであるダイコクシロアリ *Cryptotermes domesticus*（HAVILAND）よりはるかに大型で、いっそう獐猛なシロアリであり、米国で防除に最も手こずっており、ひたすらガス燻蒸にたよっている大害虫である。

被害家屋は昭和33年の建築であるが、その当時はまったく気づかず、今から10年ほど前に住居者が丸い虫孔から木粉のようなものが落ちるのを発見し、いわゆるキクイムシの被害と思って処理してきたそうであった。建物の所有者より駆除を依頼された（株）ジーエムシー（GMC, 小泉グループ）

の害虫駆除担当者が加害中のシロアリを発見し、はじめ某大学の衛生昆虫学研究室に同定を依頼、ヤマトシロアリであろうとの回答があった由であるが、同社所属のシロアリ防除士持丸登代吉氏がこの回答に不審をいだき、筆者のところに採集したシロアリを持参、同定を請われたものである。一見したところ、レイビシロアリ *Kalotermitidae* 科に属するものであり、わが国に生息するサツマシロアリ *Glyptotermes satsumensis*（MATSUMURA）によく似ているので、同種か、またはその近似種であろうと推定したが、双眼実体顕微鏡で調べてみると、サツマシロアリとは異なり、触角第3節が長大なこと、前胸背の形態も異なり、いっそう大型で、かつ、その前縁の切れ込みが深く、後角が張っていること、3脚ともより肥大形であることを鏡検し、アメリカ乾材シロアリであると同定した。この学名 *Incisitermes minor*（HAGEN）はインドの KRISHNA の分類に従ったのであるが、それ以前は *Kalotermites* 属とされていた。いずれの属を採用するのがよいかについては、筆者はいささか疑問をもつが、この問題は後日に譲ることとして、和名としてはアメリカシロヒトリに匹敵する害虫とみなされるので、アメリカカンザイシロアリと命名することにした（昭和51年12月5日開催の日本昆虫学会関東支部大会で発表）。

わが国に移入された事情については、推定の範囲を出ないが、住居者が10年ほど前に木材の表面に穿たれた丸い虫孔より木粉（実際はこのシロア

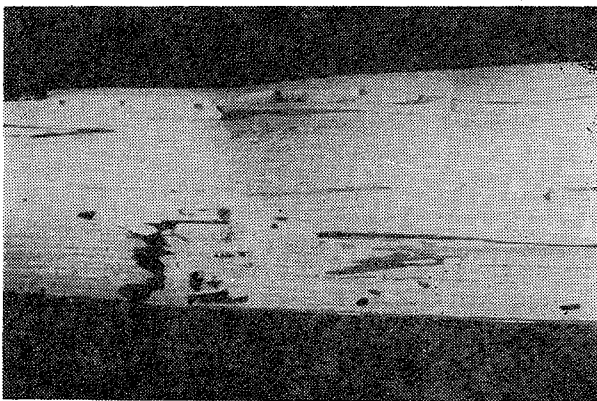


写真1 アメリカカンザイシロアリと被害材

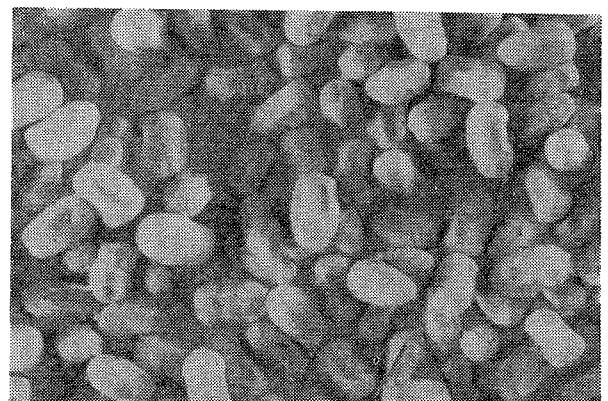


写真2 乾材シロアリの糞

りの糞)の落ちるのを最初に発見した頃に移入されたものではなく、昭和33年建築された時点において、この建物の建築に使用された米材にはいったまま移入され、建設以来、建物の乾材部を20年近く加害してきたものであろうと思う。現在調査したところ、軸組の柱、ぬきから天井裏の小屋組材、さらに離れた2階にまでかなりひどい加害が及び、住居者が立ちのいているので、まさに人がシロアリによって追い出された状態になっている。さらに、驚いたことには、本年の東京の12月はかなり低温で、イエシロアリはもちろんのこと、ヤマトシロアリの活動も著しく低下しているこの時期に、建物内とはいえ、熱帯原産のこのアメリカカンザイシロアリが活発に行動し、食害を続けているのである。

最後に、ヤマトシロアリであろうとの同定に不審をいただき、採集標本を筆者のところに持参されたシロアリ防除士持丸登代吉氏のシロアリに関する知識の追求と仕事に対する情熱に深く敬意を表するしだいである。

〔Ⅱ〕秦野市に発生したイエシロアリの巣の発掘
わが国におけるイエシロアリ *Coptotermes formosanus* SHIRAKI の分布については、戦前までは静岡県以西とされていたが、戦後神奈川県横須賀市の米軍基地やその隣接地の横須賀学院地域で大発生があり、その後さらに市街地にまで生息圏を拡大しているが、近年横須とは関係なく、距離的にかなり離れ、しかも海岸線から深くは入っている秦野市にイエシロアリの発生が報ぜられた。これは一昨年(帝装化成)の防除士野沢敬三氏が筆者に通報されたもので、同氏の案内により昨年筆者が現地に行って、その生息を確認した。その時の調査で、道路脇の木柱・垣根の杭に分巣が幾つもつくられていることをシロアリ探知機 Sonic Detectorにより確かめたが、被害家屋の風呂場に本巣のあることを推定しながらも、適確な位置を突きとめないままにしていた。施工者の大量の薬剤処理にもかかわらず、本年もまた有翅虫の出現を住居者より聞き、シロアリ業界の信用のためにもなると考え、無料で本巣の位置の確認と除去を実施することにした。筆者のシロアリ採集の仲間

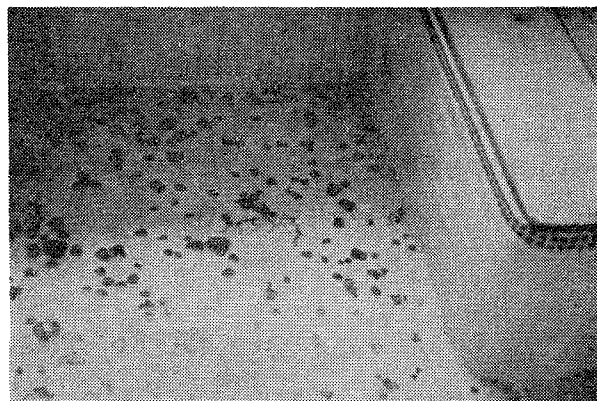


写真3 イエシロアリが営巣していた風呂場



写真4 洗い場のタイルを取り除いたところ



写真5 掘り出したイエシロアリの巣

で、たまたま上京中の児玉勝氏(宮崎)、吉野利夫氏(福岡)、山根坦氏(岡山)の協力を得て、風呂場の洗い場のタイルの下で、水道の立ち上がりにつけて営巣していることを探知機で突きとめ、1週間後の10月24日に近くの三共消毒秦野営業所より労力の援助をうけ、帝装化成の防除士の方々の

立ち合いのもとに本巢の発掘を果たした。イエシロアリのこの巢は、秦野における最初のものであるので、記念のために現在筆者の研究室で保存している。

筆をおくにあたり、秦野のイエシロアリ発生を筆

者にいち早く通報された帝装化成の野沢敬三氏に、また本巢の探知に協力された児玉勝氏、吉野利夫氏、山根坦氏に、また労力の提供をうけた三共消毒秦野営業所の方々に満腔の謝意を表すしだいである。（慶大教授、本協会副会長、農博）

最近の事件に関して（随感）

元 木 三 喜 男

去る10月15日の理事会の前に開催された本誌の編集委員会の席上で、森委員長から一連のシロアリ営業に関する不正事件に対して、何らかの意見発表が欲しいとの発言があり、委員の1人として大声で賛成したら、たちまちご指名と相成り「雉も鳴かずに打たれまいに」を地で行ってしまった結果となった。以下に事件発生の経緯や世論などを逐条的に述べ、本協会会員各位に所信を訴えることによって警鐘ともなれば、幸いと思い、つたないペンを走らせることにした。

1. 事件発生の経緯

事件は9月25、26日に発生した。ニホン消毒協会大宮支社長竹原正一氏の監督下にある支社従業員豊田清盛および高橋朝志両名が大宮市東宮下、神宮台ニュータウンと称する新興団地で、「お宅はシロアリでやられているかも知れん。調べてみます」と、そのうちの1人が床下にもぐり込み、間もなく出てきて「ごらんなさい。やっぱりやられている。今のうちに何とかしないと、取り返しがつかない。」とかねて用意のシロアリを見せたことから問題が始まった。会社員田中宏司さんの妻カツ子さんは、直感的な不審感をいだき、掘り返してみると、9月27日付の新聞紙にくるまったビニールがあり、中に木屑が入っていた。この新聞の日付が新しいことや、木屑がヒノキ材で同家の部材と違うことから、ビニール袋にシロアリを入れて持ち込んだと推定したわけである。ここから事件は大きく取り上げられた。神宮台自治会長、佐竹藤太郎氏のその後の話によれば、警察上りの方とのことで、早速に本件の捜査を所轄警察に依頼し、本件はいよいよ本格的に浮び上って来たという次第である。以後の新聞記事は読者の皆さんの知る所であるが、この事件以来**持ち込み**とか**養**

殖などの新語が連日新聞に、テレビに、ラジオに報道された。かくして、10月20日には同社支社長始め4名の社員が詐欺未遂罪で起訴された。この事件の調査中に後発事件が起きたことは読者が親しく知る所であるが、9月30日には東京都内の某社の従業員の告白により49年秋から本年3月までの1年半の勤務中に「私もやりました」と読売新聞社会部へ実態を訴え出たという記事が掲載され、同種の事件がまた大きくクローズアップしてきた。これらを機に消費者からの訴えは大きく拡大し、たとえば、**床下で昼寝**、**ハイ消毒料**、**薬の代りに水や灯油**、**シーズンオフ中でも、被害部材を見せて、ほれ被害**とか、新聞読者の訴えは今もってあとを絶たない。最近では神奈川県下でもD社とJ社が捜査を受けているとか……、まさに百鬼夜行といった現象が次々と明るみに出た。消費者からすれば、今までのたまりにたまった不満が爆発したといった感じである。

2. 本事件が業界に与えた影響

地味で真面目そうな業界がこんなことを、そんなに程度が低い業界だったのかなどのひそひそ話が聞える。たしかに業界全般の社会に対するイメージダウンは大きい。良心的な業者は頭を痛めている。調査の際、疑い深いまなざしで見られる。作業時間の長短、後片付け、土壌処理などをちっと見られて、皮肉を云われたりする。調査を押し売りしてはならないが、依頼された調査のときでも、すっきりしない関係がしばし続くのではないかと寒心にたえない。一つの事件が起きると、「人の噂も75日」と、たかをくくっていると大変なことになる。最近の世論はきびしく、永続することを忘れてはならない。

3. 会員の心得

米国殺虫業界にNPCA (National Pest Control Association) という協会がある。この協会は全米各州に支部をもち、その会員は3,500社にのぼる。また、国外の各国の会員も多数で、日本でも20社近くの会員がいる。この協会がベストコントロール必携と題したビギナーのためのテキスト、すなわち、マニュアルを発行して久しい。この本は基礎講本として、今もって価値ある著作とされ、業界に親しまれている。その第1項に綱領がつぎのように書かれている。

よきサービスマンはつねに次の倫理に基づいて行動しなければならない。

1. 公衆との関係においては、自己と、その所属する企業と、防除企業全体の信頼を裏切らないよう行動しなければならない。

2. 依頼者との関係においては、依頼者が何を求めているかをよく考え、その求めに良心的に恥じない作業を行わなければならない。

3. 他の同業者との関係については、企業としてやった仕事や、その従業員の個人的な事について、公けの場所で決して批判がましいことを云ってはならない。

4. 自己の所属する企業との関係においては、つねに忠実を旨とし、かつ良心的にその利益に奉仕するよう心掛けなければならない。

さて、どの項目も重要なことではあるが、この場合もっとも大切な条項は第1の公衆との関係（パブリック リレーション）であり、第2の依頼者との関係である。以下の同業者との関係、自己が所属する企業との関係も何れも重要であることは云うまでもない。今回のしろあり事件は、自社または自己の利益だけを考えたため、悪知恵が働いたもので、まず、第1条に違反し、第2条を裏切り、続いて第3、第4条にももとの行動と相成った。さて、サービスマンは重要な任務をもっている。それは相手の顧客、そして、所属する企業、そして、自己ならびにその家庭を背負って立っていることを忘れてはならないと云うことである。同時にサービスマンはゆるがぬ誇りをもって行動しなければならない。その誇りとは、もしその人が害虫を建物からなくし、かつその侵入を防ぐた

めにより貢献的、かつ良心的な作業をして、人々から感謝されたときに、胸を張って高らかに叫ぶ自負の心、それが誇りなのである。会社で働く営業、全般事務、経理など各部門の人達は、サービスマンが目的の場所に、定められた時間に到着し、十分な技術的な準備がなされた上で、依頼者の求める仕事を十分に仕上げるようなお膳立をするために存在している。それだけにサービスマンの社外での言動にすべてを賭けているといえよう。

4. サービスマンの心得とべからず集7ヶ条

- (1) まず、依頼者の名前を覚えること
 - (2) 依頼者があなたに何を望んでいるかを十分に認識すること
 - (3) 終始笑顔で接すること
 - (4) 相手の言分をよく聞くこと
 - (5) 相手の関心事に興味をもつこと
 - (6) 議論をたたかわしてはいけないうこと
 - (7) 相手にあなたがやっている仕事がいかに重要であることを自覚してもらうこと
- さらに、次に掲げるべからず七ヶ条を守ること
- (1) 相手を批判すること
 - (2) おしゃべりの時間を多くもつこと
 - (3) 自分の言分を生半可にして、相手に十分伝達しないこと
 - (4) ぶっきらぼうやほらをふりまくこと
 - (5) 自己の主張だけを通して、相手と妥協しないこと
 - (6) 相手の気持を察しないで、自分本位に動くこと
 - (7) 相手が自分に望んでいることを無視すること

5. 今回の事件の後処理と協会に対する提案

事件の報道があった直後の9月28日には芝本会長から正会員に対して十分な監督とかかる営業行為がないように注意喚起の書翰が出され、相ついで10月2日には毎日新聞全国版、朝日読売東京本社版に声明書を掲載、今後バッヂをつけた当協会員にご用命をと世にPRした。本件については、会員外の人達から、会員でないわれわれはどうなのかとの批判もあり、また、9月30日には従業

員の告白と思われるある社の後発事件が起きたが、何れにしても、この声明文が果して十分な効果を上げたかは、残念ながら疑わしい。事件を起こした業者については、会員となっている東京都害虫防除協同組合ならびに社団法人日本ペストコントロール協会の2団体の理事会が10月13日、14日にそれぞれ開催され、来年早々の定時総会で除名処分を上程することに決定した。ここで私案であるが、協会に下記の提案をいたしたい。

上記の宣伝効果の問題もあり、今後協会に業務監査制度を置いてみてはどうか。それは公団の竣工検査ではないが、一応時折会員が行った施工を見るという形をとるということである。随時随所において抜き取り検査の方式で、協会の支部または支所において協会の示す標準仕様を確認し、世に信を示す方式である。協会支部が存在しない地域については、親睦類似団体の力を借りる方法もある。もし、このような方式を採明すれば、声明記事の裏付けともなり、また、将来5年間の保証

書も協会が発行するものともなれば、なお権威づけられるとも云える。今回の事件に徴して私見として以上の提案を試みた次第である。

6. 将来の規制について

この事件のあと、建設省住宅局建築指導課としては、このような事件が起きて遺憾とするところであるが、今すぐに法規制の必要に迫られているとは考えていないとの話であるが、協会としてはスローガンに掲げてあるとおり、この機会に陳情し、将来に大道を開くべきではなかるうか。そのために理事会内に法制化促進委員会を設け、大いに後途を策すことが必要である。野にある非会員も規制の声を聞けば、入会者も増加することと思われる。とまれ、本協会がより以上に政治的活動に入り、会員のための協会として力強く、かつ限りない前進を続けることを祈りつつ本稿を終わることとしたい。

(アベックス産業K.K.代表取締役、本協会理事)

白蟻業者の選び方、使い方

柳 沢 清

アメリカのNPCA(全国害虫駆除協会)が、一般家庭に対し配布している「白蟻業者の選び方、使い方」のパンフレットを抜粋します。昨今の世評に対して、白蟻業者としての「選ばれ方、使われ方の指標にもなればと参考に供します。

害虫問題の解決

害虫問題が住宅や仕事場であつて、あるいは屢々皆さんを悩ましたことがあるでしょう。

害虫問題があつた時は、次のことを覚えておいて下さい。よく訓練され、知識のある害虫駆除専門業者の作業がたやすく活用できます。

皆さんの害虫駆除要求をみたす適切な会社の選び方を知れば、より健康的な環境の下で希望する心の平静が得られます。

注意深く選びなさい

害虫駆除業者を選ぶことは、他の専門業者を選ぶと同様に大切なことです。皆さんが医者や弁護士、歯科医や保険代理店に期待するのと同じ程度の高い能力と倫理を要求すべきです。

まず、はじめに隣人や友人に推薦する駆除業者を尋ねるのがよいでしょう。知人の誰かが駆除業者を使ったことがあれば、どんな害虫問題に出会ったのか、その結果に満足したのかをきくのがよい。同時に価格や保証その他の大事な点についての情報があるでしょう。

専門会社は営業が確立し、固定した場所をもっています。NPCAや州や地方の害虫駆除協会の会員であることは、その会社は確立されており、良質な作業に対する近代的な技術的管理、知識に近づく機会を持っているよい証左です。

また、このような協会は、会員が守ることに同

意している倫理規定をもっています。もし皆さんが漠然と一つの会社を選ばねばならないなら、その地の商工奨励会、商工会議所や消費者協会に見込のある会社を相談下さい。

確実に満足するために

もし皆さんが次のことを理解していれば、充分満足が得られるでしょう。

1. 駆除すべき害虫。
2. 被害の範囲。
3. 問題を解決する必要な作業。
4. なされた仕事の保証、すなわち、何を保証するのか、保証期間、他のもの同様に、これからも管理しなければならないもの。
5. 署名する契約は明瞭であるか、期間が明示されているか、記載事項が満たされているか、など。
6. 保証されるもの、されないもの。
害虫駆除専門家から期待できることには限度があることを記憶して下さい。
専門家は皆さんのために最善を尽くすために技術的手腕や知識を用います。皆さんは彼から理論的に期待できるものは何かを訊ねなさい。
皆さんが最高の結果を確実にうけるために、作業の前後に皆さんがしなければならないどんな手順があるかを訊ねなさい。
7. 専門家との約束を守ることは、害虫駆除計画を促進するでしょう。絶対に必要な時だけ予定した作業を取消しなさい。
8. 特別の指示：処理中は屋敷を離れる必要があるか、処理前に食器棚を空にする必要があるか、ペットなどを動かすべきか、など。

調 査

多くの害虫駆除計画は、害虫か、潜在する害虫問題かを確認するために組まれる調査で始まります。その手続は一般害虫か、白蟻かを調べるために必要な調査の形式によって異なります。ある調査は薬剤散布を必要としないことを指示するでしょう。

この責任ある意見は、殺虫剤散布と同様に駆除作業の重要部分です。その制定は専門家の知識と訓練にかかっています。

一般害虫調査か、白蟻調査かの後で、専門家は次の如き情報を用意するでしょう。

- ・被害を招来するかもしれない衛生的諸条件。
- ・調査の段階で発見した害虫問題の範囲と所在。
- ・害虫被害の存在する侵入経路や潜在的な侵入経路。
- ・昆虫やネズミ、その他の害虫の現在の、あるいは潜在的な繁殖場所として構造的諸々の欠陥を補修すること（たとえば、亀裂、割れ目、壁の穴、仕切の穴、壊れたタイル、隙き間、這い込む場所）。
- ・害虫予防と駆除計画の諸条件と、それに含まれる諸手順。
- ・もし貴方の家が今までに白蟻処理したことがないのなら、たとえ現在は被害がなくても将来の不安を軽くするために毎年の調査を予約なさい。また、シロアリの災難を断つために予防処理をすることができます。

最初の処理の後で

貴方がネズミや一般害虫やシロアリで問題があるなら、断続的な予防と駆除が大切です。

健康的な環境を確保するためには、断続的な作業をする専門家を選ぶべきです。

2～3の提案をしましょう。

シロアリ問題

1. 仕事が完全に確実にできるように、シロアリ駆除専門業者が貴方の所有地のすべての場所に入出入りし易いようになさい。
2. 当初のシロアリ処理がなお有効であるために

毎年の検査が利益になります。

3. もし建物にポーチ、車庫の床、立派な地下室等の増築をしたり、この工事で土壌処理した部分がかき乱された時は、シロアリから家や事務所を引続き守るために検査や再処理をなささい。多くの場合、保証は処理会社に事前連絡なしに家屋の改造があると無効になるかもしれません。

大切なこと

1977年の後半の時点で連邦法は、各害虫駆除会社は貴方の居住する州により認可された監督者をもたねばならぬと要求しています。

多くはそれ以前に認可されるでしょう。加えて多くの州や地方機関が害虫駆除会社を認可しています。法律情報に対しては、貴方の郡農林関連役人が適切な事実を提示することができます。

価格ではなく、価値を買いなさい。提示価格があまりに高かったり、低くすぎると思われたら、他の見積りを躊躇なくとりなさい。本当に大安売りにみえるものは二流品の価値かもしれません。同様により高い価格が最高の買物に転ずるかもしれません。

害虫駆除業界に対する単科大学や総合大学の調査援助が専門的な方法、技術的手腕や訓練における素晴らしい成長をとげることを可能にしました。これが健康に有害で、環境を破壊する昆虫やネズミ駆除に最も近代的な作業を皆さんに提供できるようにしています。

貴方と貴方のものを守るために

専門的な害虫駆除作業は、人類の健康と財産に対する関心に責任を負っています。生活の質についての関心事が専門的害虫駆除作業に絶えず膨張する需要を創造して来ました。

害虫問題の有効な管理は、防除法の選択と適用と同様に、調査知識と問題解決技術を必要とします。貴方の協力が貴方の選ぶ害虫駆除計画を実のものにします。

(本協会前理事、NPCA会員)

〈協会のインホームエーション〉

昭和51年度しろあり防除施工士 受験資格指定講習会開催報告

従来「しろあり防除講習会」は任意の講習会として本支部主催で実施してきましたが、本年度「しろあり防除施工士規程」の一部改正に際し、実務経歴の経歴年数を大巾に短縮する代わりに、本講習会を受験資格取得の必ず受講しなければならない指定講習会といたしました。当然のことですが、受講される方々のため東京会場、大阪会場、福岡会場の3会場で開催しました。開催日時、会場、日程及び各会場別参加者は次のとおりであります。講義は2日間で、講習科目は試験科目全般にわたり講義時間数も従来の1.5倍といたし内容の充実をはかりました。

開催地	開催期間	開催場所	受講者数
東京	4月14日 15日	発明会館ホール 東京都港区芝西久保明舟町17 TEL 03-502-0511	236人
大阪	4月15日 16日	大阪市立大学田中記念館 大阪市住吉区杉本町459 TEL 06-692-1231	132
福岡	4月16日 17日	日本生命ビルホール9階 福岡市中央区天神1-14-1 TEL 092-721-1398	95
計			464人

第4回（昭和51年度）

しろあり問題ゼミナール開催報告

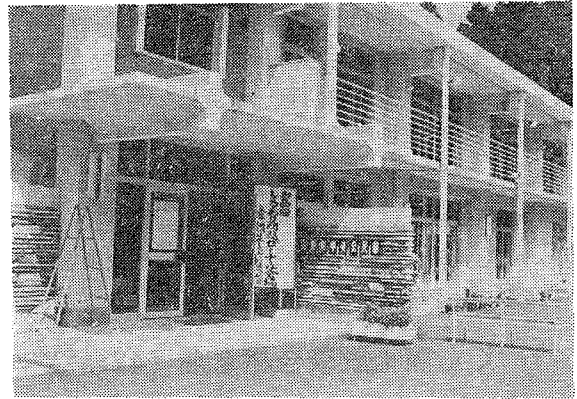
第4回（昭和51年度）しろあり問題ゼミナールは9月16日（木）13時より17時まで翌17日（金）午前9時より16時まで和歌山県高野町中央公民会館に於て全国より約100名の参加を得て開催されました。会は芝本会長の開講の挨拶があって講義に入りその日程は下記のとおりであります。

受講者は終始熱心に聴講され、各講師に対しても質疑応答を交わし、実りある研修を終了いたしました。

日 程

第1日 9月16日（木）

- 13:00—13:10 開講の辞 会長 芝本 武夫
- 13:10—14:00 木造建築物と建築行政
建設省住宅局建築指導課課長補佐



吉田 正良

14:00—15:00 しろあり被害の現況とその対策
日本特殊建築安全センター常務理事
前岡 幹夫

15:00—17:00 建築物の虫害
慶応大学経済学部教授 森 八郎

第2日 9月17日（金）

9:00—10:00 防除薬剤の現状
東京農業大学農学部教授

河村 肇

10:00—11:30 建築用材の防腐防虫処理とその性能
京大木材研究所 西本 孝一

11:30—12:00 質疑応答 河村 肇・西本孝一

12:00—13:00 昼 食

13:00—15:00 建築物の防虫防蟻問題

職業訓練大学教授 森本 博

15:00—15:10 閉講の辞 常務理事 香坂 正二

第3回（昭和51年度）「しろありくん 蒸土」資格検定試験実施報告

昭和51年度の「しろありくん蒸土」資格検定試験は10月15日午前10時—12時、社会文化会館（東京都千代田区永田町1-8-1）で行なわれました。

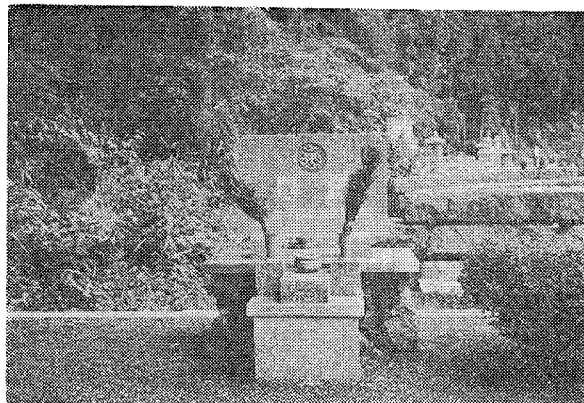
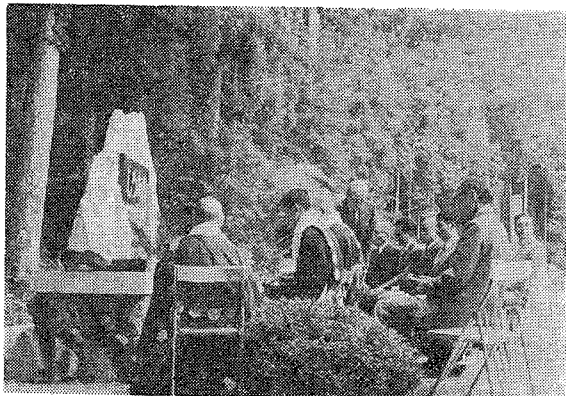
受験者数54名。合格者42名、合格率78%の好成績でした。合格者の氏名は下記のとおりであります。

くん蒸士の受験資格は防除士の資格を有するもので、くん蒸処理実務講習会の受講者であることを条件としております。防除士の現在数と比して受講者数が少ないように思われます。営業的には未だ活動範囲が狭いようですが、技術資格としてより多くの方がこの技術をマスターされることを望みます。

くん蒸士試験合格者名 42名

栃 木 平山卓雄
群 馬 東城晃
埼 玉 永井隆男, 光国宏志, 井上忠, 佐藤道治
千 葉 高坂忠雄, 角田正人
東 京 大友裕隆, 宮沢公広, 榎戸時夫, 水元剛二, 宮本憲明, 渋谷健一, 中村章次郎
神奈川 島津幸生, 柳原勉, 川越和四, 高根烈夫, 皆川健一, 和泉悦郎, 高橋政男
岐 阜 故金正司
静 岡 三浦正幸
愛 知 新原昭, 船木透, 田口隆道
京 都 柴田国彦, 中西水生
大 阪 田中由夫, 井岡武房, 秋月寿晃, 黒沢敬, 山田至, 竜清登
兵 庫 吉田征三郎
愛 媛 福泉国光
福 岡 中村澄夫
長 崎 二上利昭
大 分 和田春喜
宮 崎 有賀公代
沖 縄 城間清

しろあり供養並びにしろあり関係物故者慰霊祭の実施報告



例年実施しております高野山上のしろあり供養と併せて本年度からしろあり関係物故者の慰霊祭を実施することとし、会員各位に合祀者の合祀申込を募集いたしました。本年度8名の申込をいただき、9月18日午後1時から本部芝本、森正副会長、香坂常務理事、三村総務部長他、事務局員関西支部伊藤支部長、前田、酒井理事、高木事務局長、合祀者遺族その他5名の方々の参加で密蔵院法主祭主の下におごそかに行われました。終って各合祀者の供養契証が各遺族に交付され、永く高野の霊域にその名を止めることとなりました。会員各位が同地方旅行の際は是非参詣されることを御願いたします。

なお「しろあり関係物故者慰霊碑」合祀要領は次のとおりです。

「しろあり関係物故者慰霊碑」合祀実施要領

1. 合祀資格

(イ) 社団法人日本しろあり対策協会々員であった方
(本協会の前身の全日本しろあり対策協議会および日本しろあり対策協会々員であった方を含む)

(ロ) その他理事会において合祀を適当と認めた方。

2. 申込者

遺族, その他(使用主友人等)

3. 申込方法

所定申込書に、物故者生前住所、俗名死亡年月日を記入し、永代供養料を添えて申込むこと。

4. 申込先

東京都港区芝西久保明舟町19(住宅会館)
社団法人 日本しろあり対策協会
TEL 03-501-3876

5. 合祀方法

(イ) 協会はこの申込書により各人別「霊板」を作成します。

(ロ) 供養当日、この霊板を碑に供え供養していただき

ます。

- (イ) 供養終了後はこの霊板を碑の格納箱に収納し永久に合祀いたします。
- (ロ) 供養日は予め申込者に周知し当日参列の便宜をはかります。
- (ハ) 永代供養料は一口1万円とし関係材料費その他費用に充当いたします。

しろあり防除営業不正事件に関連しての協会広告と株式会社三共消毒の広告併列掲載についての経緯

しろあり防除営業の不正事件が9月28日、29日両日毎日、朝日、読売及びサンケイ各紙に大きく取扱われたことは業界の信用を大きく傷つける結果となり誠に残念なことでありました。協会としては会員に対する自粛自戒をうながすと共に、一般への啓蒙として「防除処理は会

員へ」を広報いたしました。

しかるにこの広告と併列して(株)三共消毒の営業広告が掲載され、協会広告が同社の営業広告に大きく利用される結果となりました。

協会としてこのことの重要性を考慮しどうしてこのようなかたちの広告になったかを、調査する必要を認めて同社と交渉していましたがこの間、役員その他会員からこの経緯を明かにするよう強い要求があり、役員会においてもその事実関係如何によっては重大な決意で同社に対処すべきであるとの発言が行なわれました。

同社は当初協会の調査協力要請に対しノーコメントで拒否の態度を持しておりましたが、その後事からの重大性を認識され下記のとおり報告書が提出されました。事実調査の結果その事実が間違いないことが確認され、役員会においても本件についてはこの報告書を了承することといたしました。

会員各位に対しこの問題の経緯を報告いたします。

シロアリ防除についてお願い

社団法人 日本しろあり対策協会 会員に対し、日頃から適正な防除処理の徹底につとめておられます。防除処理は、当協会の正会員(防除処理業者)にご用命下さい。担当の技術者(士)が、証明書を携行し上記のバッジを付けておられます。しろありについての御相談は左記へ御連絡下さい。しろあり防除について、パンフレットも準備しております。

105 東京都港区芝浦四丁目一丁目 住友ビル
社団法人 日本しろあり対策協会

550 大阪府西区南船場一丁目一丁目 大船ビル
社団法人 日本しろあり対策協会関西支部

733 広島市中区大手町一丁目一丁目 中野ビル
社団法人 日本しろあり対策協会中国支部

816 福岡市中央区天神一丁目一丁目 因幡ビル
社団法人 日本しろあり対策協会九州支部

092 0822 06 03
(751) (91) (538) (501)
7404 6763 2167 3876

●新しい環境づくりをめざす
三共消毒

日 51. 10. 21.

社団法人 日本しろあり対策協会
会長 芝本 武夫 殿

株式会社 三共消毒
社長 小川 徳治 殿



各新聞広告掲載の件につき、下記のように御報告申し上げます。

記

シロアリ詐欺事件が各紙にて報道され、当社においてもたゞちに、その対策に努め、9月20日には、サンケイ新聞紙上に、当社の告知広告が掲載されました。朝日、読売、毎日については、全く偶然に貴協会の新築広告と当社告知広告が10月2日に掲載されました。しかし、関係各位に結果として、誤解を招かれたことは、誠に遺憾と存じ、本報告書をもって、他意の無いことを、お伝え申し上げます。尚、本件に関しましては、貴協会より関係各位によりしく御取り討らいをお願い申し上げます。

以上

建設省通達について

先般しろあり防除営業についての不正行為が摘発され、業界の社会的信用を傷つけたことは誠に遺憾のことと存じます。

このことに関して今回建設省から次ぎのと通りの通達がありましたので伝達いたします。

この通達の趣旨に應えるため、会員相携えて社会的信頼の回復と期待に應えるよう一層の精進を御願いたします。

建設省住指発第 628 号

昭和 51 年 11 月 5 日

日本しろあり対策協会

会長 芝本武夫 殿

建設省住宅局建築指導課長◎

白あり対策の適正な推進について（通知）

先般、埼玉県内において白あり防除処理に関する不祥事が発生し、これが新聞等により報道されたこともあり、白あり防除処理に対する社会的関心が著しく高まっている。

貴協会は、昭和43年当省認可の社団法人として発足

以来、一貫して白あり対策の推進に努められ、その努力については高く評価されるものであるが、白あり防除処理に係る不祥事の発生を契機に国民の貴協会にかける期待は一層大きなものとなっているので、公益法人としての立場を深く認識し、特に貴協会の会員及び貴協会が認定したしろあり防除施工士等に対し、業務がより適正に実施されるよう指導の一層の徹底を図られたい。

また、貴協会に対する入会、白あり防除施工士の認定等貴協会の諸事業の実施に当たっては、これを公平、迅速かつ厳正に処理するよう体制を充実する等、白あり対策のより適正な推進を図るために一層努力されたい。

第 1 回しろあり写真全国 コンクール審査結果発表

上記コンクールは会員多数応募を得て予期の成果を上げることができた。応募状況及び審査結果は次のとおりである。入賞作品以外にも中によいものがあり紙一重で入賞からはずれたものがあり誠に残念なものがあった。次の機会に傑作を期待したい。

1. 応募状況

件数 28件 提出点数 167点

被写体別 しろあり 22点 被害状況 126点

防除処理 17点 その他 2点

2. 審査結果

特選（1点） イエシロアリ 4枚 1組 山野勝次

1位（2点） 玄関壁の巣 吉田鬼知郎、ヤマトシロアリの羽アリ 橋本智

2位（3点） 下駄裏のヤマトの被害 2枚 1組 桑野田郎、東、大引の被害 橋本智、イエシロアリのアカマツ被害 西本孝一

3位（5点） 飛び出し直前の羽アリ 大藪豊広、ヤマトシロアリの被害 山口秋美、シロアリ群団 田中英次郎、橋脚の被害 前田保永、土台の蟻道 桑野田郎

佳作 桑野田郎 3点 前田保永 3点 大藪豊広 3点 津野治水 2点 望月喜久男、西本孝一、山下節

東芳弘、田中英次郎、近田昇、吉田鬼智郎、山口秋美、橋本智

関西支部だより

しろあり防除研修懇談会

支部主催の上記研修懇談会は本年も下記の通り開催した。参加者約70名

開催日時 51年12月3日（金）

午前9：30～午後5：00

順序 ホテル阪神前、午前9時25分集合

貸切バスで宇治、京都大学木材研究所へ、研究所では西本先生の説明で5班に分れて5ヶ所の研究施設を見学、見学後近くの「青少年文化研修道場」へ行き下記の通り研修を行なった。

- 研修
1. 木材害虫関係 伊藤修四郎
 2. 防除薬剤関係 西本 孝一
 3. 建築工法関係 山田 幸一
 4. 防除施工関係 前田 保永
 5. 協会本部関係 香坂 正二

以上各担当講師により各30分の講演があり、終えてから予めアンケートしてあった会員よりの質問事項についてそれぞれ応答があった。終始活発な質疑応答が続き、時間一杯研修の実を上げた。

司会は常任理事松村重信

協 会 の う ご き

1. 理事会および各種委員会開催

昭和51年7月以降の理事会および各種委員会の開催状況は次のとおりである。

第3回理事会 昭和51年10月15日（金）午後2時

於 レストラン立山

出席者 芝本会長，前岡，森両副会長，森本，檜垣，
山野，酒井，豊田，内田，星(代理)，亀崎，
元木，香坂

委任状出席者 野村，伊藤，神山，清水，河村

計 18名

議 題

1. しろあり防除処理の不正事件発生に対する協会の措置について
2. 防除施工士資格検定試験繰上実施について
3. しろあり防除処理業務基準（案）について
4. しろあり写真全国コンクール開催（案）について
5. しろあり防除薬剤認定結果報告について
6. しろあり防除薬剤の内容分析調査について
7. 正会員業種別部会の設置について
8. 陳情について
9. その他

第4回理事会 昭和51年11月26日（金）午後2時

於 レストラン立山

出席者 芝本会長，森副会長，森本，河村，檜垣，香
坂，豊田，前田，亀崎，元木，伊藤，酒徳，
内田，川田，吉野，桑野 計 16名

委任状出席者 前岡，山野，酒井，西本，清水，野村，
神山 計 7名

議 題

1. くん蒸士検定試験合格者決定について
2. しろあり防除薬剤認定結果報告について
3. 正会員業者別部会委員会規則の一部改正および委員選任について
4. 全国写真コンクール審査委員会委員選任について
5. 第20回しろあり全国大会実施計画について
6. 事業費補助実施要領（案）について
7. しろあり防除士の資格はくだつについて
8. しろあり防除施工士規程一部改正について

9. 沖縄県支部設置について

10. その他

第4回企画調査委員会

昭和51年8月2日（月）午後2時

於 レストラン立山

出席者 芝本会長，森副会長，森本，神山，豊田，亀
崎，香坂

議 題

1. 団体および会員の要望事項の検討について
2. その他

第5回 企画調査委員会 昭和51年11月4日（木）

於 レストラン立山

出席者 芝本会長，前岡，森副会長，森本，檜垣，豊
田，亀崎，香坂

議 題

1. しろあり防除処理監査制度について
2. 正会員業者別部会委員候補者選任について
3. しろあり写真全国コンクール審査委員会委員候補者選任について
4. 第20回全国大会実行計画案について
5. その他

第1回くん蒸士検定委員会

昭和51年10月26日（火）午前10時

於 当協会6階会議室

出席者 森委員長，森本，河村，香坂

議 題

1. 昭和51年度実施くん蒸士資格検定試験審査につい
て
2. その他

第3回しろあり防除薬剤認定委員会

昭和51年7月2日（金）午後3時

於 レストラン立山

出席者 河村委員長，森，森本，布施，神山，香坂

議 題

1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. 特定化学物質等作業主任者選任について
3. しろあり防除認定薬剤の検査について

4. その他

於 レストラン立山

第4回しろあり防除薬剤認定委員会

昭和51年8月10日(火)午後2時

於 レストラン立山

出席者 河村委員長, 森, 森本, 神山, 布施, 西本,
香坂

議 題

1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. 認定薬剤判定について
3. その他

第5回しろあり防除薬剤認定委員会

昭和51年10月15日(金)午後1時

於 レストラン立山

出席者 森委員長代, 森本, 布施, 香坂

議 題

1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. 薬剤業者の要望について
3. その他

第6回しろあり防除薬剤認定委員会

昭和51年11月26日(金)午後1時30分

出席者 河村委員長, 森, 森本, 檜垣, 香坂

議 題

1. しろあり防除薬剤認定審査について
2. その他

第1回 しろあり防除処理仕様書検討委員会

昭和51年7月2日(火)午前11時

於 レストラン立山

出席者 森本委員長, 森, 河村, 神山, 吉野, 内田,
亀崎, 香坂

議 題

1. しろあり防除処理仕様書検討について
2. その他

第2回機関誌編集委員会

昭和51年10月15日(金)午前11時

於 レストラン立山

出席者 森委員長, 森本, 山野, 豊田, 元木, 香坂

議 題

1. 機関誌「しろあり」No.26 刊行について
2. その他

2. しろあり防除薬剤の認定状況

区 分	番 号	商 品 名	会 社 名	認 定 年 月 日	区 分	番 号	商 品 名	会 社 名	認 定 年 月 日
予防剤	1092	エーデンーO	東洋木材防腐(株)	51. 8. 16	駆除剤	2097	アリハッケン80	大阪化成(株)	51. 11. 15
〃	1093	フマキラーアリデス油剤	フマキラー(株)	〃	〃	2098	テルメスGO	イカリ消毒(株)	〃
〃	1094	ブチノックスーTC	(株)コシイブレザービング	〃	〃	2099	アリアンチ	三 共 (株)	51. 11. 26
〃	1095	パルトンPO	(株)アントリユース商会	〃	土 壌 処理剤	3058	テルメスサンド	イカリ消毒(株)	51. 8. 16
〃	1096	テルメスGO	イカリ消毒(株)	〃	〃	3059	エーデンW	東洋木材防腐(株)	〃
〃	1097	アリアンチ	三 共 (株)	51. 11. 26	〃	3060	フマキラーアリデス	フマキラー(株)	〃
〃	1098	ホームアンタイザーD	(株)協立有機工業研究所	〃	〃	3061	ドルサイド	日本農薬(株)	〃
駆除剤	2093	フマキラーアリデス油剤	フマキラー(株)	51. 8. 16	〃	3062	コシクロールーD	(株)コシイブレザービング	〃
〃	2094	フマキラーアリデス40乳剤	同 上	〃	〃	3063	テルメスーE	イカリ消毒(株)	51. 10. 15
〃	2095	ブチノックスーTC	(株)コシイブレザービング	〃	〃	3064	アリハッケン80	大阪化成(株)	〃
〃	2096	パルトンEN	(株)アントリユース商会	51. 10. 15	〃	3065	ホームアンタイザー	(株)協立有機工業研究所	51. 11. 26

新会員（しろあり防除処理業者）

昭和51年12月20日現在

登録番号 第557号
 事業所名 有限会社 三浦白蟻工務店
 代表者氏名 代表取締役 三浦暁生
 資本金 金100万円
 設立年月日 昭和46年2月1日
 事業所所在地 〒816 大野城市上筒井297-1
 電話 092-591-0608
 従業員数 技術系4名、事務系1名、計5名
 防除施工士氏名 および登録番号 三浦暁生 第465号

登録番号 第560号
 事業所名 西村シロアリ工務店
 代表者氏名 西村兼美
 資本金 金
 設立年月日 昭和46年12月1日
 事業所所在地 〒890 鹿児島市常盤町 300-57
 電話 0992-56-0056、51-4579
 従業員数 技術系2名、事務系1名、計3名
 防除施工士氏名 および登録番号 西村兼美 第611号

登録番号 第558号
 事業所名 株式会社 山島白蟻
 代表者氏名 代表取締役 山島真雄
 資本金 金250万円
 設立年月日 昭和43年9月13日
 事業所所在地 〒420 清水市天神1-1-1
 電話 0543-66-2840（代）
 従業員数 技術系5名、事務系2名、計7名
 防除施工士氏名 および登録番号 山島 誠, 伊藤勝也, 大川良和, 第1558号 第1560号 第2104号
 風間信広 第2105号

登録番号 第561号
 事業所名 有限会社 ヤナギタ
 代表者氏名 代表取締役 柳田常壽
 資本金 金300万円
 設立年月日 昭和49年7月5日
 事業所所在地 〒891-31 西之表市東町 95
 電話 09972-2-1551、1552
 従業員数 技術系2名、事務系1名、計3名
 防除施工士氏名 および登録番号 柳田常壽 第584号

登録番号 第559号
 事業所名 株式会社 山島白蟻名古屋営業所
 代表者氏名 代表取締役 山島真雄
 資本金 金250万円
 設立年月日 昭和49年4月1日
 事業所所在地 〒465 名古屋市名東区一社3-90
 電話 052-703-4886、4721
 従業員数 技術系5名、事務系1名、計6名
 防除施工士氏名 および登録番号 山島真雄, 山本富志雄 第1072号 第1559号

登録番号 第562号
 事業所名 甲南防疫サービスセンター
 代表者氏名 山口宏
 資本金 金
 設立年月日 昭和45年5月1日
 事業所所在地 〒663 西宮市天道町2-28
 電話 0798-66-2367
 従業員数 技術系4名、事務系1名、計5名
 防除施工士氏名 および登録番号 山口 宏 第1929号

登録番号 第563号
事業所名 エース消毒株式会社
代表者氏名 代表取締役 高坂敏行
資本金 金200万円
設立年月日 昭和50年3月13日
事業所所在地 〒671-22 姫路市書写字北向七河原
1019-393
電話 0792-97-6844
従業員数 技術系2名、事務系2名、計4名
防除施工士氏名 高坂敏行
および登録番号 第1171号

登録番号 第566号
事業所名 九州白蟻防除工業(株)岡山出張所
代表者氏名 取締役社長 石河鎮之助
資本金 金150万円
設立年月日 昭和28年4月 日
事業所所在地 〒703 岡山市門田屋敷2丁目3-21
電話 0862-72-2971
従業員数 技術系7名、事務系3名、計10名
防除施工士氏名 新妻公男
および登録番号 第1210号

登録番号 第564号
事業所名 三共白蟻株式会社
代表者氏名 代表取締役 後藤昭一
資本金 金100万円
設立年月日 昭和51年7月21日
事業所所在地 〒950 新潟市笹口643
電話 0252-47-2341
従業員数 技術系17名、事務系4名、計21名
防除施工士氏名 幸村正教
および登録番号 第1942号

登録番号 第567号
事業所名 宮崎化学工業白蟻研究所
代表者氏名 宮崎 勝
資本金 金200万円
設立年月日 昭和28年3月 日
事業所所在地 〒862 熊本市水前寺2-13-6
電話 0963-71-0011-2
従業員数 技術系4名、事務系1名、計5名
防除施工士氏名 宮崎 勝
および登録番号 第279号

登録番号 第565号
事業所名 (株)井上白蟻研究所 東京営業所
代表者氏名 坂内政明
資本金 金300万円
設立年月日 昭和50年8月 日
事業所所在地 〒167 杉並区松庵2-4-21
電話 03-331-1535、1536
従業員数 技術系1名、事務系2名、計3名
防除施工士氏名 坂内政明
および登録番号 第2122号

<防除薬剤製造業者>

事業所名 液化炭酸株式会社
代表者氏名 取締役社長 後藤武夫
資本金 金3億円
設立年月日 大正12年6月21日
事業所所在地 〒115 東京都北区志茂5-20-8
電話 03-902-7111

シロアリ、コクゾウなどの害虫音や
機械の異常音をキャッチ——

微音探知器

TYPE S D-3

頒価 40,000円

申込先 東京都港区芝西久保明舟町19番地(住宅会館)

社団法人 日本しろあり対策協会

しろあり防除薬剤認定商品名一覧表

(51. 12. 1 現在)

用途別	商品名	認定 番号	仕様書による 薬剤種別等		主成分の組成	製 造 元	
			指定濃度	希釈 剤		名 称	所 在 地
予防剤	アグドックス グリーン	1001	原 液	—	PCP, ナフテン酸銅	(株)アンドリュ ウス商会	東京都港区大門1-1-26
〃	アリコン	1003	原 液	—	PCP, クロロナフタレン γ-BHC	近畿白蟻(株)	和歌山市雑賀屋町東ノ丁
〃	アリノン	1005	原 液	—	ペンタクロロフェニールラ ウレート, クロルデン	山宗化学(株)	東京都中央区八丁堀 2-25-5
〃	アントキラー	1006	原 液	—	クロロナフタレン, γ-BH C, パラジクロルベンゼン, PCP	富士白蟻研究 所	和歌山市東長町10-35
〃	ウッドキーパ ー	1007	原 液	—	PCP, DDT, γ-BH C	(株)日本白蟻研 究所	東京都渋谷区渋谷 2-5-9
〃	ウッドリン ー O	1008	原 液	—	ディルドリン, ジニトロオ ルトクレゾール, パラニト ロフェノール, PCP	日本マレニッ ト(株)	東京都千代田区丸ノ内 2-4-1
〃	オスモクレオ	1009	ペースト 状のまま	—	クレオソート油, コールタ ール, ディルドリン, ヒ酸ナ トリウム, フッ化ナトリウ ム, 重クロム酸カリウム	(株)アンドリュ ウス商会	
〃	オスモサー	1010	仕様書の特記によ る拡散法に適用す る予防剤		フッ化ナトリウム, ジェト ロフェノール, 亜酸ナトリ ウム, 重クロム酸ナトリウ ム	〃	
〃	ネオ・マレニ ット	1013	30倍以内	水	JIS K-1550 第1種2 号製品	日本マレニッ ト(株)	
〃	キシラモンT R プラン	1015	原 液	—	クロロナフタレン, PCP	武田薬品工業 (株)	大阪市東区道修町2-27
〃	ポリデソルト K33	1016	50倍以内	水	JIS K-1554の2号製品 (固形分中の無水クロム酸 酸化銅, ヒ酸)	(株)コシイプレ ザービング	大阪市住之江区御崎 4-11-15
〃	ペンタグリー ン NY-O	1017	原 液	—	クロム酸カリウム, 五酸化 二ヒ素	山陽木材防腐 (株)	東京都港区三田1-4-28三 田国際ビル11階1114号室
〃	A.S.P	1019	30倍以内	水	フッ化物, フェノール化合 物, 砒素化合物, クロム化 合物	児玉化学工業 (株)	東京都港区赤坂7-9-3
〃	ターマイトン	1020	原 液	—	クロルデン, ビストリブチ ル錫オキサライド	前田白蟻研究 所	和歌山市小松原通り4-1
〃	アリシス	1021	原 液	—	クロルデン, ビストリブチ ル錫オキサライド, γ-BHC	東洋木材防腐 (株)	大阪市住之江区平林南 2-10-60
〃	パルトンR76	1024	原 液	—	ディルドリン, γ-BHC, PCP	(株)アンドリュ ウス商会	
〃	サトコート	1025	原 液	—	γ-BHC, ディルドリン, トリブチル錫オキサライド	イサム塗料(株)	大阪市福島区鷺州上1-6
〃	アリサニタ	1027	原 液	—	有機錫, ディルドリン, リ ンデン	日本油脂(株)	東京都千代田区有楽町 1-10-1
〃	アリキラーヤ マト	1028	10倍以内	水	リンデン, ディルドリン, アルドリン, PCP	東都防疫(株)	東京都豊島区池袋本町 1-34-10
〃	ギボー	1030	原 液	—	アルドリン, PCPナトリ ウム薬, 揮発, (アンモニ ヤ水及水), ナフテン酸銅	吉田化薬(株)	東京都千代田区外神田 1-9-9
〃	フジソルト	1031	4%以上	水	クロム化合物, 銅化合物 ヒ素化合物	富士鋼業株式 会社	藤枝市仮宿1357
〃	ハウスステイ ン	1032	原 液	—	ペンタクロロニトロペンゼ ン, オルソフェニールフェ ノール, ペンタクロロフェ ノール, ディルドリン, γ- BHC, フェニルマーキウ リヂオクチールスルホクレ ネート	関西ペイント 株式会社	尼崎市神崎365
〃	T-7.5-7号 油剤	1033	原 液	—	γ-BHC, アルドリン, P CP, フェノール物質(O・ M・Pクレゾール, クレオ ソート, グャコール等)	井筒屋化学産 業(株)	熊本市花園町108

予防剤	T-7.5-乳 剤Q	1034	5	倍	水	7-BHC, アルドリ ン, P CP, フェノール物質(O M・Pクレゾール, クレ オソート, グヤコール等)	〃	
〃	フマキラー ウッド100	1036	原	液	—	リンデン, クロルナフタ リン, トリブチルチン オキサイド	フマキラー(株)	東京都千代田区神田美 倉町11
〃	ブチノックス	1037	原	液	—	ディルドリン, ビスト リブチル錫オキサイド	(株)コシイプレ ザービング	
〃	キシラモンT Hクリア	1038	原	液	—	クロルナフタリン, P CP その他の有機防腐剤	武田薬品工業 (株)	
〃	ネオアリシス	1039	原	液	—	モノジトリクロルナフ タリン混合物, BHC, ト リブチル錫オキサイド, メチルナフタリン	東洋木材防腐 (株)	
〃	ウッドリン	1040	10倍以内		水	ディルドリン, 4.6-ジ ニトロ-O-クレゾール, P-ニトロフェノール	日本マレニッ ト(株)	
〃	ウッドエース B	1041	原	液	—	クロルナフタリン, ク ロルデン, モノクロル オルソフェニルフェノ ール	日本カーリッ ト(株)	東京都千代田区丸の内 1-6-1
〃	アントノン Z-S	1042	原	液	—	モノクロルナフタリン, ペンタクロルフェノ ール, ノンソルフェ ーソルベント	全環製薬(株)	藤沢市鶴沼1950
〃	アンタイザー W	1043	原	液	—	ディルドリン, ナフテ ン酸銅	(株)協立有機工 業研究所	東京都中央区銀座 7-15-5
〃	アリキラー ダーク	1044	原	液	—	トリブチル錫オキ サイド	吉富製薬(株)	大阪市東区平野町3-350
〃	アリキラー クリア	1045	原	液	—	トリブチル錫オキ サイド, クロルデン, 有機溶剤	〃	
〃	アリゾール	1047	原	液	—	アビエチルアミン・ ペンタクロルフェネ ート, アルドリ ン, キシロール, ソ ルベツ	大日本木材防 腐(株)	名古屋市港区千鳥町 1-3-17
〃	ケミガード O	1048	原	液	—	クロルナフタリン, 有機錫化合物, ナフ テン酸金属塩	児玉化学工業 (株)	
〃	アリゾールE	1049	10倍以内		水	アビエチルアミン・ ペンタクロルフェノ ール, クロル ナフタリン, アル ドリ ン, キシロール	大日本木材防 腐(株)	
〃	ネオイワニッ ト	1050	4	%	水	クロム化合物K ₂ Cr ₂ O ₇ , 銅化合物CuSO ₄ ・5H ₂ O, 砒素化合物As ₂ O ₅ ・2H ₂ O	岩崎産業(株)	東京都中央区銀座 2-7-11
〃	ドルトップ	1051	原	液	—	クロルデン, ビス(トリ ブチル錫)オキ サイド	日本農薬(株)	東京都中央区日本橋 1-2-5
〃	特製ドル トップ	1052	原	液	—	クロルデン, クロル フェニルフェノ ール	〃	
〃	ケミロック	1053	10倍以内		水	クロルデン, ナフテ ン酸金属塩	児玉化学工業 (株)	
〃	ケミロッ クO	1054	原	液	—	クロルデン, クロ ルナフタ リン	〃	
〃	エバー ウッド油剤C-300	1055	原	液	—	クロルデン, 有機 錫系防腐 剤	神東塗料(株)	大阪府尼崎市南塚 口町6-10-73
〃	ハウス ステイン各色	1056	原	液	—	合成樹脂ワニス油, 防虫剤(ノーナフチ ルN-メチルカー バメート)防カビ 剤(デビドロアビ エチルアミン-D I D誘導体)	関西ペイン ト(株)	
〃	デッカ ミン510	1057	原	液	—	ペンタクロルフェ ノールデ ヒドロアビエチ ルアミン塩 オルソセカン ダリーブチ ルN-メチル カーバメート	大日本イン キ化学工業 (株)	東京都中央区日本 橋3-7-20
〃	アン タイザーLP	1058	2倍以内		水	クレオソート油, トリクロル ナフタリン, モノクロル オルソフェ ニルフェ ノール	(株)協立有機 工業研究所	
〃	ウッド リン20	1059	40	倍	水	ディルドリン, 4.6- ジニトロ-O-クレ ゾール, トリ ブチル スズオキ サイド	日本マレニッ ト(株)	

予防剤	サンブレザー O	1060	原液	—	クロルデレ, ペンタクロル フェノールラウレートフェ ニトロチオン	山陽木材防腐 ㈱	
//	サンブレザー —W	1061	20倍	水	クロルデン, TBT-O, フェニトロチオン	//	
//	エバーウッド —CB-300	1062	原液	—	クロルデン, ナフテン酸亜 鉛	神東塗料㈱	
//	パラギタン O	1065	原液	—	Na-PCP, ディルドリン	三共消毒	東京都品川区東大井 5-26-22
//	ポリイワニッ ト	1067	20倍	水	ディルドリン, ビストリブ チルスズオキシド, ディ クスゾール201, キシロー ル	岩崎産業㈱	東京都中央区銀座 2-7-17
//	アリハッケン O	1068	原液	—	クロルデン, ビスートリ N-ブチルスズオキシド, ケロシン	大阪化成㈱	大阪市西淀川区中島 2-6-11
//	オスモグリン	1069	5倍	水	有機錫, クロルデン	㈱アンドリュ ース商会	
//	ブチノックス	1070	原液	—	クロルデン, 8-オキシキノ ール銅	㈱コシイプレ ザービング	
//	アリハッケン OT	1071	原液	—	クロールデン, ビスートリ —N-ブチルスズオキシド, ケロシン	大阪化成㈱	
//	ポリイワニッ ト油剤	1072	原液	—	クロルデン, 錫化合物	岩崎産業㈱	
//	デイクトラン 油剤2	1073	原液	—	1,2,4,5,6,7,8 8-オクタク ロール 3a4,77aテトラヒ ドロ-4,7-メタノインデン, ビストリブチルチオンオ キシド	大日本インキ 化学工業㈱	
//	アントムエ ース	1074	原液	—	クロルデン	丸和化学㈱	大阪市福島区海老江中 1-2-2
//	アリノック油 剤	1075	原液	—	クロルデン, PCP	東洋化学薬品 ㈱	東京都中央区日本橋小伝 馬町2-2
//	アリコロパー K	1076	原液	—	クロルデン, ビス(トリブ チ錫)オキシド	有恒薬品工業 ㈱	西宮市津門飯田町 2-123
//	ニッサンアリ サニタP	1077	原液	—	クロルデン, ラウゾール (ヘンタクロロフェニルラ ウレート)	日本油脂㈱	
//	トリデンTC —80	1078	原液	—	クロルデン, トリブチルテ ィンオキシド	松榮化学工業 ㈱	名古屋市熱田区六野町1 番地
//	アリコロリン 油剤2号	1079	原液	—	PCPラウレート, クロル デン, ケロシン	㈱リスロン	東京都豊島区西池袋 3-30-4
//	ドルサイド	1080	原液	—	クロルデン, ビス(トリブ チル錫)オキシド, モノ クロロオルトフェニルフェ ノール	日本農薬㈱	
//	アリダウン油 剤	1081	原液	—	クロルデン, 有機亜鉛化合 物(ナフテン酸)	松下電工㈱	四日市北新開50
//	アリコロリン 油剤	1082	原液	—	クロルデン, 有機錫系防腐 剤	尼崎油化㈱	尼崎市三反田町7番35号
//	ポリイワニッ ト	1083	10倍	水	クロルデン, ファンガミン	岩崎産業㈱	
//	ウッドクリー ンO	1084	原液	—	クロルデン, テトラクロル エチルチオテトラヒドロフ タルイミド, トリブチルス ズオキシド, テトラクロ ルイソフタロニトリル	日本マレニッ ト㈱	
//	アンタイザー D-2	1085	10倍	水	ディルドリン, ペンタクロ ルフェノールラウレート	㈱協立有機工 業研究所	
//	エバーウッド 油剤CX-300	1086	原液	—	クロルデン, N-ニトロソ ンクロヘキシル, ヒドロ キシルアミンA ₂ 塩	神東塗料㈱	
//	ウッドキング C	1087	原液	—	クロルデン, ビストリブル スズオキシド	サンケイ化学 ㈱	
//	アリダウン油 剤A	1088	原液	—	クロルデン, N-ニトロソ ンクロヘキシルヒドロキン ルアミンA ₂ 塩	松下電工㈱	

//	アリホート油剤	1089	原液	—	クロルデン, TF-100, 香料	鷗図商事(株)	
//	アリガード油剤	1090	原液	—	クロルデン, PCPラウレート	明治薬品工業(株)	
//	リクトールO	1091	原液	—	クロルデン, トリブチルスズオキサイド	ケミホルツ(株)	
//	エーデンーO	1092	原液	—	クロルデン, クエニトロチオントリブチル錫フタレート	東洋木材防腐(株)	
//	フマキラーアリデス油剤	1093	原液	—	クロルデン, ナフテン酸亜鉛	フマキラー(株)	
//	ブチノックスーTC	1094	原液	—	クロルデン, TBTO	(株)コシイプレザービング	
//	パルトンPO	1095	原液	—	有機沃素, クロルデン	(株)アンドリュース商会	
//	テルメスCO	1096	原液	—	クロルデン, ペンタークロロフェニールラウレート	イカリ消毒(株)	
//	アリアンチ	1097	原液	—	クロルデン, クロルナフタリン, キンラザンーBDD	三共(株)	
//	ホームアンタイザーD	1098	10倍	水	クロルデン, ペンタクロルフエトルラウレート	(株)協立有機工業研究所	
駆除剤	アリノン	2004	原液	—	ペンタクロロフェニールラウレ, クロルデン	山宗化学(株)	
//	ウッドキーパー	2005	原液	—	PCP, DDT, γ -BHC オルトジクロルベンゼン, パラフィン, クレオソート油	(株)日本白蟻研究所	
//	ウッドリン	2006	10倍以内	水	ディルドリン, ジニトロオルトクレゾール, パラニトロフェノール	日本マレニット(株)	
//	三共アリコロン	2007	10倍以内	水	クロルデン, クロルオルトフェニールフェノール, PCP, テトラクロロフェノール, パラジクロルベンゼン, クレオソート油	三共(株)	
//	メルドリン	2009	10倍以内	水	ディルドリン, 有機水銀化合物	日本マレニット(株)	
//	シキラモンTBブラウン	2011	原液	—	クロルナフタレン, PCP その他有機防腐剤	武田薬品工業(株)	
//	アントキラー	2013	原液	—	PCP, γ -BHC, クロルナフタレン, パラジクロルベンゼン	富士白蟻研究所	
//	ターマイトン	2015	原液	—	クロルデン, ピストリブチル錫オキサイド	前田白蟻研究所	
//	アリシス	2016	原液	—	クロルデン, γ -BHC, ピストリブチル錫オキサイド	東洋木材防腐(株)	
//	アリゼット	2020	原液	—	ディルドリン, ペンタクロロフェノール	協和化学(株)	鯖江市神中町2-3-36
//	コロナ	2021	10倍以内	水	リンデン, エンドリン, ディルドリン, フェニトロチオン(スミチオン), ディクロールギス, トリクロルエチレン	みくに化学(株)	東京都台東区東上野 3-36-8
//	アグトックスクリヤーC	2022	5倍以内	水	PCP, 有機錫, ディルドリン, γ -BHC	(株)アンドリュース商会	
//	ケミドリン	2023	原液	—	アルドリン, ディルドリン, 有機錫化合物, ペンタクロロフェノール	児玉化学工業(株)	
//	T.D.M	2024	原液	—	PCP, アルドリン, リンデン, ケロシン	(株)山島白蟻	清水市天神1-1-1
//	アリサニタ	2025	原液	—	有機物, ディルドリン, リンデン	日本油脂(株)	
//	アリキラーヤマト	2026	10倍以内	水	リンデン, ディルドリン, アルドリン, PCP	東都防疫本社	
//	T-7.5-乳剤Q	2028	5倍	水	γ -BHC, アルドリン, PCP, フェノール物質	井筒屋化学産業(株)	

駆除剤	ウッドリンー O	2031	原	液	—	ディルドリン, 4.6シニトロ オルトクレゾール, パラ マトロフェノール, ペンタ クロルフェノール	日本マレニッ ト(株)	
//	ブチノックス	2032	原	液	—	ディルドリン, ビストリブ チル錫オキシサイド	(株)コシイプレ ザービング	
//	キシラモンT Hクリア	2032	原	液	—	クロルナフタリン, PCP その他の有機防腐材	武田薬品工業 (株)	
//	ネオアリス	2034	原	液	—	モノジトリクロルナフタ レン混合物, γ -BHC, トリ ブチル錫オキシサイド, メチ ルナフタレン	東洋木材防腐 (株)	
//	ウッドエッ S	2035	原	液	—	クロルナフタリン, クロ ルデン, モノクロルオルソ フェニルフェノール	日本カーリッ ト(株)	
//	アントノン Z	2036	原	液	—	ディルドリン, モノクロ ルナフタリン, ペンタクロ ルフェノール, ノンソルフェ ーソルベント	全環製薬(株)	
//	アンタイザ W	2037	原	液	—	ディルドリン, ナフテン酸 銅	(株)協立有機工 業研究所	
//	アンタイザ D	2038	10倍以内	水		ディルドリン, ペンタクロ ルフェノール	//	
//	アリキラダ ーク	2039	原	液	—	トリブチル錫オキシサイド	吉富製薬(株)	
//	アリキラク リヤー	2040	原	液	—	トリブチル錫オキシサイド, クロルデン	//	
//	サンプルザ S	2041	原	液	—	サリチルアニライド, チオ フォスフェイト, ジェチル トルアミド	山陽木材防腐 (株)	
//	アリゾール	2043	原	液	—	アビエチルアミン・ペンタ クロルフェネート, アルド リン, キシロール	大日本木材防 腐(株)	
//	ケミガード ーO	2044	原	液	—	クロルナフタリン, 有機錫 化合物, ナフテン酸金属塩	児玉化学工業 (株)	
//	アリゾールE	2045	10倍以内	水		アビエチルアミン・ペンタ クロルフェノール, クロ ルナフタリン(軟化点95°C) アルドリン, キシロール	大日本木材防 腐(株)	
//	ドルドップ	2046	原	液	—	クロルデン, ビス(トリブ チル錫)オキシサイド	日本農薬(株)	
//	特製ドルト ップ	2047	原	液	—	クロルデン, クロルフェ ニルフェノール	//	
//	ケミロッ クーO	2048	原	液	—	クロルデン, クロルナフ タリン	児玉化学工業 (株)	
//	エバーウ ッド油 剤C300	2049	原	液	—	クロルデン, 有機錫系防 腐剤	神東塗料(株)	
//	シエル ドライ ト	2050	20—40倍	水		ディルドリン, キシン	シエル化学(株)	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-5
//	アンタイ ザー LP	2051	2倍以内	水		クレオソート油, トリクロ ルナフタリン, モノクロ ルオルソフェニルフェノール	(株)協立有機工 業研究所	
//	アントム 乳剤	2052	20倍	水		クロルデン, DDVP	丸和化学(株)	
//	ケミ ロック	2053	10倍	水		クロルデン, ナフテン酸金 属塩, 有機錫化合物	児玉化学工業 (株)	
//	メル ドリン20	2054	40倍	水		ディルドリン	日本マレニッ ト(株)	
//	ウ ッド リン20	2055	40倍	水		ディルドリン, 4.6-ジニ トロ-O-クレゾール, トリ ブチルスズオキシサイド	//	
//	サン プレ ザ ー O	2056	原	液	—	クロルデン, ペンタクロ ルフェノールラウレート, フ ェニトロチオン	山陽木材防腐 (株)	
//	サン プレ ザ ー W	2057	20倍	水		クロルデン, TBT-O フェトロチオン	//	
//	ブチ ノ ク ッ ス	2058	原	液	—	クロルデン, 8-オキシキノ ール銅	(株)コシイプレ ザービング	

駆除剤	エバーウッド CB-300	2061	原	液	-	クロルデン, ナフテン酸亜鉛	神東塗料(株)	
//	パラギタン O	2062	原	液	-	Na-PCP, ディルドリン	(株)三共消毒	
//	ポリイワニッ ト乳剤	2063	20	倍	水	ディルドリン C ₁₂ H ₁₈ Cl ₆ O デイクスゾール201	岩崎産業(株)	
//	アリハッケン O	2065	原	液	-	クロルデン, ビスートリ N-フチルスズオキシド, ケロシン	大阪化成(株)	
//	アリキラー乳 剤	2066	30	倍	水	クロルデン, キシレン	吉富製薬(株)	
//	アリコロリン 油剤	2067	原	液	-	アルドリン, ケロシン	(株)リスロン	
//	ポリイワニッ ト油剤	2068	原	液	-	クロルデン, 錫化合物(ビ ストリブチルスズオキシ ド)	岩崎産業(株)	
//	デイクトラン 油剤2	2069	原	液	-	1.2.4.5.6.7.88-オクタク ロル-3a4.7-7aテトラヒ ドロ-4.7-メタノインデン, ビストリブチルティンオキ サイド	大日本インキ 化学工業(株)	
//	アントムゴー ルド	2070	原	液	-	クロルデン, 1F-10000	丸和化学(株)	
//	アリノック油 剤	2071	原	液	-	クロルデン, PCP	東洋化学薬品 (株)	
//	アリコロパー K	2072	原	液	-	クロルデン, ビスオキシ ド	有恒薬品工業 (株)	
//	アリコロパー M	2073	20	倍	水	クロルデン	//	
//	ニッサンアリ サニタP	2074	原	液	-	クロルデン, ラウゾール (ペンタクロロフェニルラ ウレート)	日本油脂(株)	
//	アリメツS	2075	20	倍	水	クロルデン, 脱臭ケロシン	第一消毒(株)	国分寺市本多3-10-15
//	トリデンTC -80	2076	原	液	-	クロルデン, トリプルチン オキシド	松栄化学工業 (株)	
//	アリハッケン 40	2077	20	倍	水	クロルデン, ケロシン	大阪化成(株)	
//	アリコロリン 2号	2078	原	液	-	PCPラウレート, クロル デン, ケロシン	(株)リスロン	
//	ドルサイド	2079	原	液	-	クロルデン, ビス(トリブ チル錫)オキシド, モノ クロオルトフェニルフェ ノール	日本農薬(株)	
//	アリダウン油 剤	2080	原	液	-	クロルデン, 有機亜鉛化合 物, ナフテン酸亜鉛	松下電工(株)化 学材料事業部	
//	サトコート油 剤	2081	原	液	-	クロルデン, プレミアムス ミチオン	イサム塗料(株)	
//	アリコロリン油 剤	2082	原	液	-	クロルデン, 有機錫系防腐 剤	尼崎油化(株)	
//	ウッドクリー ンO	2083	原	液	-	クロルデン, トリブチルス ズオキシド, テトラクロ ルイソフタロニトリル, テ トラクロルエチルチオテ トラヒドロフタルイミド	日本マレニッ ト(株)	
//	ウッドクリー ン	2084	20	倍	水	クロルデン	//	
//	エバーウッド 油剤CX-300	2085	原	液	-	クロルデン, N-ニトロソ ンクロヘキシルヒドロキ シアミンA ₂ 塩	神東塗料(株)	
//	ウッドキング C	2086	原	液	-	クロルデン, ビストリブチ ルスズオキシド	サンケイ化学 (株)	
//	アリダウン油 剤A	2087	原	液	-	クロルデン, N-ニトロソ ンクロヘキシルヒドロキ シアミンA ₂ 塩	松下電工(株)四 日市工場	
//	アリホート油 剤	2088	原	液	-	クロルデン, 1F100	鷗商(株)	
//	アリガード油 剤	2089	原	液	-	クロルデン, PCPラウレ ート	明治薬品工業 (株)	

駆除剤	アリガード乳剤	2090	10	倍	水	クロルデン, 乳化剤KH13	〃	
〃	ネオアリガード乳剤	2091	20	倍	水	クロルデン, 乳化剤KH13	〃	
〃	リクトールO	2092	原	液	—	クロルデン, トリブチルスズオキサイド	ケミホルツ(株)	
〃	フマキラーアリデス油剤	2093	原	液	—	クロルデン, ナフテン酸亜鉛	フマキラー(株)	
〃	フマキラーアリデス40乳剤	2094	10	倍	水	クロルデン, 界面活性剤	〃	
〃	ブチノックス—TC	2095	原	液	—	クロルデンTBTO	(株)コンイブレザービング	
〃	パルトンEN	2096	15	倍	水	クロルデン, 二臭化エチレン	(株)アンドリュウス商会	
〃	アリハッケン80	2097	40	倍	水	クロルデン, ケシロン	大阪化成(株)	
〃	テルメスGO	2098	原	液	—	クロルデン, ペンタクロロフェニールラウレート	イカリ消毒(株)	
〃	アリアンチ	2099	原	液	—	クロルデン, クロルナフタリン, キシランザン—BD	三共(株)	
土壌処理剤	アリデン末	3001	原	粉	—	クロルデン	三共(株)	
〃	アリデン	3002	20倍以内		水	クロルデン	〃	
〃	アリノンSM	3003	50倍以内		水	クロルデン	山宗化学(株)	
〃	アリノンパウダー	3004	原	粉	—	クロルデン	〃	
〃	クレオーゲン	3005	3	倍以内	水	クレオソート油, クロルデン, トリブチル錫オキサイド, γ -BHC	東洋木材防腐(株)	
〃	メルドリン	3006	10倍以内		水	ディルドリン, 有機水銀化合物	日本マレニット(株)	
〃	メルドリンP	3007	原	粉	—	ディルドリン	〃	
〃	アントキラー	3010	原	粉	—	ディルドリン, γ -BHC	富士白蟻研究所	
〃	ターマイトキラー2号	3011	20倍以内		水	クロルデン	東洋木材防腐(株)	
〃	ターマイトンSD	3012	10倍以内		水	ディルドリン, γ -BHC	前田白蟻研究所	
〃	アントキラー乳剤	3013	30倍以内		水	ディルドリン	富士白蟻研究所	
〃	ソリュウム粉剤	3015	原	粉	—	リンデン, アルドリン, タルク(粉末)	(株)山島白蟻	
〃	キルビ	3018	5	倍以内	水	ディルドリン, リンデン, カクサン剤	武田薬品工業(株)	
〃	T-7.5乳剤U	3019	10	倍	水	γ -BHC, アルドリン	井筒屋化学産業(株)	
〃	ネオクリオーゲン	3023	3	倍以内	水	ディルドリン, トリブチル錫オキサイド	東洋木材防腐(株)	
〃	アンタイザーE	3024	20倍以内		水	ディルドリン	(株)協立有機工業研究所	
〃	アリゾール—S	3025	25倍以内		水	アビエチルアミン・ペンタクロルフェノール, アルドリン, キシロール	大日本木材防腐(株)	
〃	ウッドエースG	3026	20倍以内		水	クロルデン	日本カーリット(株)	
〃	ニッサンアリサニタE	3027	20倍以内		水	クロルデン	日本油脂(株)	
〃	ドルトップ乳剤50	3028	30倍以内		水	クロルデン	日本農薬(株)	
〃	エバーウッド乳剤C-100	3029	10	倍	水	クロルデン	神東塗料(株)	
〃	エバーウッド乳剤—C200	3030	20	倍	水	クロルデン	〃	
〃	シエルドライト	3031	20—40倍		水	ディルドリン, キシレン	シェル化学(株)	東京都千代田区霞ヶ関 3—2—5

土壌処理剤	ケミロックーGL	3032	40倍以内	水	クロルデン	児玉化学工業(株)	
〃	アリノック乳剤	3033	10倍	水	クロルデン	東洋化学薬品(株)	
〃	メルドリン20	3034	40倍	水	ディルドリン	日本マレニット(株)	
〃	サンソイルーW	3035	30倍	水	クロルデン	山陽木材防腐(株)	
〃	パラギタンーW	3036	30倍	水	ディルドリン	(株)三共消毒	
〃	ポリワイニット乳剤	3037	20倍	水	ディルドリン C ₁₂ H ₈ Cl ₆ O	岩崎産業(株)	
〃	アリハッケン20	3038	10倍	水	クロルデン, ケロシン	大阪化成(株)	
〃	アリハッケン40	3039	20倍	水	クロルデン, ケロシン	〃	
〃	アリキラー乳剤	3040	30倍	水	クロルデン, キシレン	吉富製薬(株)	
〃	アリコロリン乳剤	3041	10倍	水	アルドリン, 芳香族溶剤, ミネラルスピリット	(株)リスロン	
〃	アリサンC	3042	30倍	水	クロルデン	琉球産経(株)	沖縄県豊見城村字高安 586
〃	コシクロール	3043	30倍	水	クロルデン	(株)コシイブレザービング	
〃	テイクトラン乳剤	3044	20倍	水	クロルデン	大日本インキ化学工業(株)	
〃	アリコロンパーM	3045	20倍	水	クロルデン	有恒薬品工業(株)	
〃	トリデンG-85	3046	20倍	水	クロルデン	松栄化学工業(株)	
〃	アリコロリン乳剤2号	3047	10倍	水	クロルデン	(株)リスロン	
〃	アリダウン乳剤	3048	20倍	水	クロルデン	松下電工(株)化学材料事業部	
〃	サトコール乳剤	3049	20倍	水	クロルデン	イサム塗料(株)	
〃	アリコロリン乳剤	3050	10倍	水	クロルデン	尼崎油化(株)	
〃	ウッドクリーン	3051	20倍	水	クロルデン	日本マレニット(株)	
〃	エバーウッド乳剤C-500	3052	37.5倍	水	クロルデン	神東塗料(株)	
〃	ウッドキングA	3053	20倍	水	クロルデン	サンケイ化学(株)	鹿児島市郡元町880
〃	エバーウッドC末	3054	原粉	—	クロルデン	神東塗料(株)	
〃	アリホート乳剤	3055	20倍	水	クロルデン	鵬図商事(株)	東京都新宿区四谷1-20
〃	ネオアリガード乳剤	3056	20倍	水	クロルデン	明治薬品工業(株)	東京都新宿区西早稲田 2-11-13
〃	リクトールTM	3057	20倍	水	クロルデン	ケミホルツ(株)	京都府久世郡久御山手佐山新団地194-1
〃	テルメスサンド	3058	原末	—	クロルデン, 鉱物粉末, 撥水剤	イカリ消毒(株)	東京都新宿区新宿 3-23-7
〃	エーデンーW	3059	10倍	水	クロルデン, 界面活性剤	東洋木材防腐(株)	
〃	フマキラーアリデス	3060	10倍	水	クロルデン, 界面活性剤他	フマキラー(株)	
〃	ドルサイド乳剤	3061	25倍	水	クロルデン, BPMC	日本農薬(株)	
〃	コシクロール-D	3062	40倍	水	デルドリン, 乳化剤他	(株)コシイブレザービング	
〃	テルメスーE	3063	20倍	水	クロルデン, 乳化剤, 炭化水素系溶剤	イカリ消毒(株)	
〃	アリハッケン80	3064	40倍	水	クロルデン, ケシロン, 乳化剤	大阪化成(株)	
〃	ホームアンタイザー	3065	25倍	水	クロルデン, 溶剤, 界面活性剤	(株)協立有機工業研究所	

燻蒸剤	エキボン	4001	原液	—	酸化エチレン, 臭化メチル	液化炭酸(株)	東京都北区志茂5-20-8
-----	------	------	----	---	---------------	---------	---------------

しろあり防蟻材料認定商品名一覧表

(昭和51. 12. 1 現在)

認定番号	商品名	注入薬剤	製造元		電話
			名称	所在地	
第1号	グリーンウッド	トヨゾールおよび ポリデンソルト	東洋木材防腐株式会社	大阪市住吉区平林南之町 33 永大ビル	06(681) 5751
第2号	PGスケヤーおよび PGアピトン	ペンタグリーン	山陽木材防腐株式会社	東京都千代田区丸の内 2-3-2	03(281) 3467
第3号	サンインPGスケ ヤー	ペンタグリーン	山陰木材防腐株式会社	東京都千代田区有楽町 1-5	03(212) 7888
第4号	ポリデンウッド	ポリデンソルト	(株)コシイプレザービング	大阪市住之江区御崎 4-11-15	06(685) 8737
第5号	富士土台	ポリデンソルト	清水港木材産業協同組合	清水市富士見町1-12	0543(53) 3231
第6号	デンソー	ポリデンソルトK -33	シュリロ貿易株式会社	東京都港区新橋 6-17-20	03(433) 4251
第7号	ロックウッド	ネオイワニッド	岩崎産業株式会社	東京都中央区銀座 2-7-11	03(561) 0136

会員の皆様へ

「しろあり防除処理標準仕様書」についての要望書提出方依頼

協会では現在「しろあり防除処理標準仕様書の見なおしを行なっております。皆様の防除処理の実務を通して改正して欲しい点、又付加して欲しい点をどしどし要望して下さい。皆んなでよりよい仕様書を作りましょう。改正の時期の関係もありますので昭和52年1月末日までに協会宛御送付下さい。

「しろあり防除ダイジェスト」

記

1. 内 容

第1章 シロアリ 第2章 被害と探知 第3章 防除薬剤
第4章 防除処理施工 第5章 建築物

2. 頒布価格 850円(送料300円)

3. 発行所 社団法人 日本しろあり対策協会

東京都港区芝西久保明舟町19番地 住宅会館 電話(501)3876